

# 決 算 特 別 委 員 会 記 錄

とき 令和7年9月22日

国 分 寺 市 議 会

## 決 算 特 別 委 員 会

令和7年9月22日（月）

### ○ 出 席 委 員

委 員 長	皆 川 りうこ		
副 委 員 長	田 中 政 義		
委 員	鈴 木 ちひろ	高 野 ふみお	脇 村 たいき
	対 馬 ふみあき	中 山 ご う	寺 嶋 たけし
	小 坂 まさ代	松 岡 ま り	高 瀬 かおる
	鳥 居 あかね	森 田 たかし	だ て 淳一郎
	星 いつろう	はせべ 豊 子	久 保 けいこ
	はぎの 英 輔	新 海 栄 一	

### ○ 審 査 事 項

- 議案第68号 令和6年度国分寺市一般会計歳入歳出決算の認定について

午前9時32分開会

○皆川委員長 皆様、おはようございます。ただいまから決算特別委員会を開会いたします。



○皆川委員長 それでは、議案第68号 令和6年度国分寺市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

それでは、19日は款2、総務費、項6、監査委員費まで質疑を終了しておりますので、本日は款3、民生費から質疑を行いたいと思います。

108、109ページで質疑のある方は举手をお願いいたします。

○高野委員 おはようございます。本日もよろしくお願ひします。

生活困窮者自立促進支援事業に要する経費のところでお伺いしたいと思います。事務報告書は198ページで、あと資料を御用意いただきおりまして、資料第30号です。

滞納者は困窮者として福祉につなぎ支援するアプローチをこれまで求めてまいりました。現場で御努力されているということは重々承知をしておりますが、この表を見ると、数字だけでは判断できないとは思うんですが、福祉につなぐケースが減ったように見受けられてしまいますが、どのように分析をされているのでしょうか。要因としては、相談窓口の心理的意識、ハードルが高いということは考えられないかということもありまして、御担当の御意見を伺いたいと思います。

○伊東生活福祉課長 今回、資料を提出させていただいておりまして、新規相談件数の令和2年度の1,022件、これはコロナ禍の影響によりまして、生活困窮者の支援の一環として住居確保給付金等の制度が拡充されたということでございました。

納税課の相談経路の件数は、令和6年度については1件ということでございます。ここにつきましては、なかなか明確な分析等は厳しいのかなというふうにも感じております。引き続き、そのデータは、正確に把握していきたいと思っております。

課題といいますか、後段のところにつきましては、生活困窮者自立促進支援事業につきましては、この支援事業の府内連絡会、これは課長職を対象にしておりまして、進行管理部会、これは係長職を対象に開催しております。もちろん、納税課につきましても、この会のメンバーに入っているところでございます。ですので、府内各所管で相談に来られた方から、生活に係る相談があれば、速やかにつなげることを可能とするために、この取組については、連携と共有を図ることを目的としております。ですので、今後も引き続き相談者に対しまして、寄り添った対応に努めていきたいというふうに考えてございます。

○高野委員 詳細な御説明ありがとうございました。

分析は母数も少ないということもあるかとは思いますけど、なかなか難しいということで、相談窓口へのハードル面というところでは、府内連絡会をやっていらっしゃるということであります。課長職対象、係長職対象という2種類の会をやっていらっしゃるということで、頻度については、年に何回くらいやっていらっしゃいますでしょうか。

○伊東生活福祉課長 こちらの回数につきましては、上半期、下半期に、各2回ずつ行っておるところでございます。

○高野委員 課長職対象を2回、係長職対象を2回ということですかね。うなずいてらっしゃるので、そのように確認いたしました。ありがとうございます。

あともう一点だけ確認したいんですけど、この事業は生活保護に至る手前の生活困窮者向けですので、

ダイレクトに生活保護につなげることができたという件数についての確認をさせてください。

○伊東生活福祉課長 令和6年度につきましては、納税課のほうから相談がありまして生活保護の申請に至った件数は、1件ということでございます。

○高野委員 なるほど。令和5年度は15件というふうに令和6年の決算特別委員会でお聞きしていたので、大分そこも減っているということですね。分かりました。

要望として、最後に述べさせていただきますが、全庁的にそういった滞納者や困窮者という視点で、取組の工夫をお願いしたいと思っております。

○中山委員 今の関連ですけど、令和5年度は15件あったということは、納税課からの相談以外の新規相談からも生活保護に結びついた相談があったと思うんですけど、令和6年度は、この新規相談件数から生活保護に結びつくような相談はなかったという理解でよろしいでしょうか。

○伊東生活福祉課長 この相談件数につきましては納税課の1件ということでございますので、おっしゃるとおりでございます。

○中山委員 状況としては理解しました。

それで、これだけじゃないと思うんですけど、これは重層的支援体制とも絡んでくる事業なのかなとは思うんですが、その辺を含めると、今は納税課からの紹介件数だけの資料ですけど、ほかの課からも含めて、こういう生活困窮者自立促進支援の相談に結びつくケースもあるという理解でよろしいんですよね。

○伊東生活福祉課長 今、委員のおっしゃったとおり、府内各課から生活困窮者自立促進支援事業の社会福祉協議会の窓口に相談として上がっておりまして、ちなみに府内で申し上げれば、令和5年度が58件、令和6年度については56件という状況でございます。

○中山委員 分かりました。

これで終わりますけども、私もこの資料を見て、この新規相談件数がこれだけ減っていて、数字だけ見れば、一安心できる部分もあるのか分からないんですけど、私は逆にちょっと不安になる部分もありまして、こういう相談は、本人がいらっしゃらなければ相談というのも始まらないので、そういうところもあるのかもしれませんけども、それはいっても、コロナ禍であったとはいえ、令和2年度は1,000件を超える相談があるわけですよね。こういう相談を受けているよと、こういう事業がありますよという周知は、今後も引き続きお願いしたいと思います。

届きにくいところだと思うんですよね。生活に困っている方に、こういう情報を届けるのも大変ですし、届いたとしても、なかなか足を踏み出せないというところもあると思うので、そういったところも含めて、どこまでできるのかというのはあるとは思うんですけども、重層的支援体制もありますから、いろんな皆さんの知恵を合わせて、そういう方が相談に足を伸ばせるような、まず情報を届けるのが大事ですけども、そういった取組をお願いしたいと思います。一言いただいて終わります。

○伊東生活福祉課長 ここにつきましては、事業の取組について、理解、周知をしていくのが、まず優先事項の第一というふうにも考えてございますので、引き続き工夫できるところは工夫して、相談の周知については努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○皆川委員長 ほかに質疑のある方。

○小坂委員 同じところでお伺いをしたいと思います。

今、減少というようなお話もありましたけれども、令和5年度と令和6年度の事務報告書を比較してみると、トータルの金額で250万円の増、相談件数は40代を除く全ての年代で増えていることが見てとれ

ます。また、個別支援計画、家計再生プランの作成数も増えていることから、特に気になったのが、継続して再生プランを立てられる方が令和5年度より増加していることが大変気がかりに思いました。令和6年度は新たな取組として就労準備支援事業、こちらが始まっているかと思います。御担当として、令和6年度、本市における生活困窮者の実態をどのように分析されているか、お伺いをいたします。

○伊東生活福祉課長 まず個別支援計画、こちらにつきましては令和6年度の実績が183件と、これは前年度より42件の増となっております。相談件数も、それに比例しまして増加しておりますので、やはり物価高の影響もあるのではというふうには推察をしているところでございます。

新規に開始しました就労準備支援事業につきましては、ちょいジョブという名称で取り組んでおりまして、今後見えてくる課題等も踏まえて、社会福祉協議会と連携をして進めてまいりたいというふうにも考えてございます。

また、実態につきましては、幅広い年齢層の方々からの相談があり、その相談内容につきましても、様々複合化している傾向を感じておりますので、その支援を必要としている方が必要な支援につながるように努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○小坂委員 ありがとうございます。複合化されているということを御担当として感じいらっしゃることです。社会福祉協議会との連携を今後もさらに深めていただきまして、制度の隙間の方が1人でも少なくなるような取組をお願いしたいと思います。

続いて、学習支援事業について、お伺いをいたします。新規相談と利用者ともに減少となっています。必要としている子どもが減っているのならばよいのですが、ほかの相談件数は増えているだけに、情報が届いていないのではないかと懸念をしています。学校、また子ども食堂ですとか、府内や市民団体とのさらなる連携の周知をお願いしたいと思いますが、御見解を伺います。

○伊東生活福祉課長 こちらの新規相談、利用者が減っているということにつきましては、社会福祉協議会とも同じく共有をしているというところでございます。令和7年度より小学校の特別支援教育研究会、そちらに7月に参加をさせていただいたところなのですが、先生、あるいはソーシャルワーカーとも連携を図りながら、学習支援事業については、引き続き取組について、周知のほうを進めさせていただきたいというふうに考えてございます。

○小坂委員 ぜひお願いいたします。保護者として先生方とお話をする機会もありますけれども、この事業について御存じない先生もまだまだいらっしゃるようですので、ぜひ、特に学校との周知、情報共有をお願いしておきたいと思います。

以前、学習支援福祉センターに通う子どもたちへのぶんバス運賃値上げに伴っての支援について、要望をしてまいりました。中山議員も一般質問をされていましたが、現状、研究状況、現状把握はいかがでしょうか。

○皆川委員長 内容によってはぶんバスのほうにはなると思うが、生活福祉課ということでお願いいたします。

○伊東生活福祉課長 このぶんバスの利用につきましては、社会福祉協議会の担当者とのヒアリングを行っております。そして先月8月には、学習支援事業の担当者会議についても意見交換をしているところでございます。ですので、ぶんバスを利用している人数については把握をしておりまして、値上げ後の利用者についても変更がないということは確認をしているところでございます。

○小坂委員 何名ぐらいいらしたのでしょうか。

○伊東生活福祉課長 人数が少数ということもあります、特定されるというような懸念もあります。ですので、人数については、ちょっと控えさせていただきたいと思います。

○小坂委員 少数ですが、いるということです。なかなか当事者は声を上げることも難しいと思いますので、引き続きの検討をお願いして終わります。

○皆川委員長 108、109ページ、ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 それでは110、111ページ。

○松岡委員 111ページ、地域福祉の推進事業に要する経費のところで伺いたいと思います。個別説明票が129番になります。事務報告書が202ページです。

個別説明票には、避難行動要支援者登録制度に係る支援システムの更改を行い、新システムを開始したと、防災安全課にて契約し、使用しているシステムの一部機能を利用しているということが書かれてありました。変わったことであったり、新規に何か導入されたことなどはあるのでしょうか。そちらについて教えていただきたいと思います。

○小峯地域共生推進課長 この更改についての変更点というところですが、こちらのシステムは、令和5年度に新機能が追加になりました。避難行動要支援者の名簿の管理機能がついたというところになります。したがいまして、それまでスタンダードアローンで持っていましたシステムのリースを解約いたしまして、こちらのシステムに乗り換えたという形になります。

○松岡委員 分かりました。令和5年度に新機能ができていて、令和6年度の新規のものはないんだろうなと理解しました。

事務報告書にもありますけれども、真ん中下あたりに、個別避難計画の作成に向けた検討を行っているというふうに書いてありますが、こちらについて、今回新しくされているシステムに入力というのはされていくのでしょうか、教えてください。

○小峯地域共生推進課長 個別避難計画の作成につきまして、こちらの情報のほうも、こちらのシステムに登録ができるという形になっております。なので、今後、個別避難計画の作成のほうが進んでまいりました際には、こちらのシステムを活用していきたいと考えております。

○松岡委員 分かりました。ぜひお願いしたいと思います。

実際に、こういったシステムですけれども、現場など、災害時や平常時あると思うますが、どのように活用していくのかも教えていただけますでしょうか。

○小峯地域共生推進課長 これまで、こちらの避難行動要支援者名簿に登録されて、かつ平常時の見守りのほうに同意された方につきましては、毎年、民生委員、職員のほうで安否確認訓練というのを行っております。それに伴いまして、必要な名簿を紙で出力して保存しておく、関係している支援機関と共有するという作業を行っております。今後も引き続き、新しいシステムのほうでもその作業を行っておりますので、継続してまいりたいと考えております。

○松岡委員 分かりました。

紙でも管理していくことであったり、災害時、また平常時でも安否確認訓練にも使われていくということですので、引き続き、よろしくお願ひしたいと思います。

作成についても少しずつ進めていっていただけるということで、ありがとうございます。様々想定していらっしゃると思いますが、災害時は、想定外のことも起こると思いますので、どうぞ引き続きよろし

くお願ひいたしたいと思います。

○皆川委員長 ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

○鈴木委員 低所得世帯子ども加算給付事業に要する経費（繰越明許）についてお伺いします。

この事業は、住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯で18歳以下の子どもがいる世帯の方に、1人当たり8万円を給付する事業となっていますが、昨年度もこれについて質疑しておりまして、個別説明票では通し番号142番になっています。支給対象者数が今年度の見込みが617人で実績が181人ということで、執行率は29.3%となっています。昨年度も質疑させていただいたときに、見込みが1,300人に対して、実績が683人ということで、単純に引いた数を見込み数として見込んでいただいているのかなというふうに思うんですけども、執行率の理由に関して伺いたいと思います。

○伊東生活福祉課長 まず、この低所得世帯子ども加算給付事業につきましては、昨年の令和6年3月25日に、専決処分の承認をいただいております。

対象となりますのが、まず物価高騰に伴う住民税非課税世帯支援給付金の追加給付、あと住民税均等割のみ課税世帯支援給付の追加給付、この方々が対象になるということでございまして、同時並行で進めていたということもありましたので、実績がまずなかったということで、この1,300人の当初の予算計上につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の要綱に基づいて、交付限度額の算定式、こちらに基づいて計上させていただいております。これは定額減税補足給付金と同様な考え方ということでございまして、もちろん繰越明許をしていることでございます。ですので、令和5年度、令和6年度のトータルでいうと、864の方に給付をしているということで、66.4%の執行率。ただ、これはあくまで予算の積み上げからの執行率ということになりますので、システムのほうから再度、その抽出対象者を計上して、その方に給付をしたということで、こちらですと87%ということになっておりますので、大体、給付金関係では90%前後の執行率として実績がありますので、対象となる方に給付が行き届いていなかつたということではございません。

○鈴木委員 次にその質疑をしようと思っていたんですけども、考え方としては分かりました。

そもそも見込みが難しかったということもあると思っています。昨年度はプラスして181の方に支給されたということで、令和5年度におきましては、市で把握している世帯の方には直接送金をしていただいているということなんんですけど、令和6年度に関しましては、新たに昨年度、何らかの周知をされて、この181人という実績になったのか、何か令和5年度に181の方が受け取らなかった理由などがあるのかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

○伊東生活福祉課長 まず、先ほど冒頭で申し上げましたとおり、これは令和5年度と令和6年度にかけての繰越明許をしている状況です。実際に給付を開始したのは令和6年3月ですので、申込みがあったのが令和5年度に偏ったということでございますので、特段、令和6年度が少なかった理由について、何か問題があったのかということではございません。あくまで令和5年度と令和6年度の支出に関して、それぞれ683件、令和5年度が181件ということで、対象者が偏ったことについては繰越明許、これが影響しているということでございます。

○皆川委員長 ほかにございますか。

○久保委員 このページで、重層的支援体制整備事業に要する経費の中で質疑させていただきます。

事務報告書は204ページ、205ページで、たくさんのスペースを取っておりますけれども、この重層的支援体制整備は本当に大切な事業の一つというふうに思っています。特に地域福祉コーディネーターの方に

は、御相談の窓口として大変しっかり対応していただいているというふうに市民の方からもお聞きをしています。

その中でも、この事務報告書を確認しても、大変に多種多様な相談内容、多岐にわたっているという点からも、今まで何回かお話しをしておりました。やはり今、東区域、西区域という形にはなっておりますが、今後も含めて、拡充の方向性というのがあれば、本当に一段と充実した相談を進めていけるのではないかというふうに思っておりますが、その点だけ確認をさせてください。

○小峯地域共生推進課長 重層的支援体制整備事業に中心的に関わっている地域福祉コーディネーターに関するところになりますが、以前もお話しさせていただいたというところがあるんですが、地域福祉コーディネーターが、かなり多岐にわたる相談を受けているというところではあります。

こちらの地域福祉コーディネーターが中心となって、いろいろ行ってしまうと、頼りにされているという部分もあるんですが、やはりそこは役割の確認、分担というところが必要なのだろうと考えております。この役割の確認というのを引き続き進め、その上での拡充が必要なのかどうかというところについては判断をしていきたいと、このように考えております。

○久保委員 ありがとうございます。本当に大変忙しく動かれているような様子をお見受けいたします。

その点、つなぐという部分で、本当に地域福祉コーディネーターの方は、いろいろな角度で、いろいろなつなげ方を検討して進めてくださっているというふうにも聞いております。また、要望が多岐にわたって、今、表の中に入っていない部分で、そこで一旦、お聞きをするだけで終わるというような案件もあろうかと思いますので、その点、しっかりと実情を確認しながら、これからも進めていただけたらというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○森田委員 私もこのページで関連で。地域福祉コーディネーターの活躍と、この重層的支援体制整備事業のところなんですけれど、令和5年度に人員が拡充されて、また福祉の総合相談窓口は令和6年度に「丸っとふくまど」というところで名前も軟らかくなつて、この事務報告書を見ますと新規相談件数も微増しているかなというところで、非常に効果があったのかなと思っております。

今の久保委員の質疑の関連なんですけども、相談件数が増えてきますと、個別支援のほうが、日々いっぱい来まして、短期的な解決をしなくてはいけないところが多くて、地域支援のほうが、なかなか手が回らないということが課題の一つになってくると以前伺ったんですけど、そこら辺、市はどう捉えていて、また、そういったところをどう対応していく必要があるか、お考えがあれば教えてください。

○小峯地域共生推進課長 個別支援と地域支援、こちらは両輪として必要なのだろうというところはございます。

委員の御指摘のとおり、地域支援のほうは、やはり強力に進めていかなければならないというところがあります。その背景には、先ほども言いましたが、地域福祉コーディネーターが中心となって何でもやつてしまうという、そういう地域の在り方というのは望むところではないのだろうと。やはり市民の皆さんを中心となって行っている事業、そういうような芽を育てていく支援、そういうのが地域福祉コーディネーターの役割なのだろうというふうには考えております。

確かに個別支援のほうは、一件一件が重たい案件でございます。そういうものの中でも、この重層的支援体制整備事業の中の支援会議を活用しまして、各支援関係機関との連携の場を持って、個別支援のほうも対応していっているという状況にはあります。そういったつながり、連携の中で、この個別支援に対応していく、かつ、つくられた時間の中で、限られた時間にはなりますけど、地域に顔を出して地域支援の

ほうを進めていく、そのような方向を考えてはおります。今後もここの部分については注視をしてまいりたいと、そのように考えております。

○森田委員 非常によく分かりました。個別支援も地域支援も両輪ということで、本当に重要なことなので、バランスよく取り組んでいっていただければと思います。

もう一点なんですけど、この事務報告書の207ページの事務事業評価のところに、今後のことなんんですけど、「令和7年度は福祉の総合相談窓口について、現在の限定的な概念にとらわれず、支援関係機関も含めた包括的な位置付けの在り方を、地域福祉コーディネーターと連携しながら検討していく」とござりますが、今、どういった状況でこれを検討されているか、お願ひいたします。

○小峯地域共生推進課長 こちらにつきましては、丸っとふくまどという、今、市役所で毎週水曜日に行っているというような、また出張窓口を市内で行っているというような、限定的な概念ではなく、重層的支援体制整備事業というのは地域福祉コーディネーターだけが行うものではなく、高齢者も障害者も、また子どもに係る各支援関係機関が連携して対応していく、つながっていくということを目指して、この体制を整備するというところに主眼がございますので、各関係機関全てが総合相談、現在もう行っている部分もありますので、丸っとふくまどというものが、もっと概念的に全体で受け止めしていく、そういう在り方を検討したいと考えているものになります。

今、地域福祉コーディネーターと、毎月、担当者会議というものを持っておりまして、その中でも共有を進めているというところになりますので、今後もそのような方向で検討を進めてまいりたいと、そのように考えております。

○森田委員 ありがとうございます。もっと広く捉えて、窓口も広がっていくような方向なのかなというところで受け止めさせていただきました。

この重層的支援体制整備事業は、多く視察も来られているようなので、国分寺市らしさを持ちながら、本当に地域にとって必要な事業なので、ぜひ今後も、令和7年度もしっかりと進めていっていただくことをお願いいたします、私の質疑を終了いたします。

○皆川委員長 110、111ページで、ほかにございますか。

○中山委員 関連でちょっとお聞きしたいと思います。

今、質疑があったように、ぜひこれを広めていっていただきたいなというふうに私も思っていますけども、今、森田委員から最後にありました、令和6年度の事務報告書にある今後の取組のところなんですけども、大事な取組だと思っています。丸っとふくまどという概念で相談できる、どこに行っても、そういういろんな課題で相談できるというのが全市的に広がるというのは大事な視点だと思っていますけども、それをするには、恐らく捉えていらっしゃると思うんですけども、各種関係機関の窓口の、その最初の入り口の対応が非常に重要になるわけですよね。そこへの支援もしていかないといけない。さらには、今、言われていたように、両輪として個別支援、そして地域支援とある、これを今、地域福祉コーディネーター2人でやられていて、前にも拡大をということは求められていたので、森田委員も恐らくそういう趣旨だと思うんですけども、どんどん求められているところなので、この地域福祉コーディネーターの仕事も増えてくると思うんですよね。今後、注意深く見ていただきたいということは答弁がありましたけども、適切な人員配置というのも大事だと思いますし、その辺、どういう見方というか、何と聞けばいいのか、バランスって大事だと思うので、もう少しお聞きできればと思うんですけど。

○小峯地域共生推進課長 この、丸っとふくまどというところでの切り口で、今、お話ししたわけなんで

すけど、これまで地域包括支援センターも含め、総合相談というのは、各相談支援機関で、どのような課題の、世帯単位の課題というところについても受け止めてきたという部分はございます。ただ、それをつなぐ、つながるという仕組みが国分寺市には必要だったというところも含めて、重層的支援体制整備事業に、今現在、取り組んでいるという形になります。

各地域包括支援センターにおいては、地域支援も含めて、相談員がそれぞれ配置をされているという形になっております。この地域包括支援センターと、地域福祉コーディネーターとの連携という部分もあって、今、重層的支援体制を構築しつつあるという形にはなっております。この相談体制については、引き続き検討のほうを進めてまいりたいと、そのように考えております。

○中山委員 そのつながる仕組みというのは、この重層的支援体制、その前段の取組からずっと課題というか目的意識があつての取組だと思うんです。今まで数年やってきた中で、つながる仕組みの部分で、うまく進んできたところ、あるいは今、こういうところが課題になっている、そういうのを最後に確認したいと思います。

○小峯地域共生推進課長 先ほど、個別支援のところでも支援会議というところのお話をさせていただきましたが、これまで重層的支援体制整備事業を始める前は、個人情報の壁というものがございました。重層的支援体制整備事業を始めることによって、この支援会議で、個人情報を交えて、具体的なアウトリークにつなげるような、そういうような相談支援の在り方を、この重層的支援体制整備事業の中で進めてまいっております。

この支援会議は、かなり多岐にわたる関係機関が集い、その場でそのケースの情報を交換しながら役割分担を決め、個別支援をこれからどういうふうに行っていこうかという形を取る会議になっております。これまで、本人の同意がなければ、そういった個人情報のやり取りが難しかったという部分を、この重層的支援体制整備事業の中で払拭し、今、進めているという形になります。各地域包括支援センターの方とも、この支援会議のケースをもんでいくというような作業を行っておりますが、非常に好評をいただいていると考えております。今後もこの支援会議を通じて、各相談支援機関との連携、また支援のほうを進めてまいりたいと、このように考えております。

○小坂委員 同じところで、関連で簡単にお伺いしたいと思います。

私も地域を回っておりますと、地域福祉コーディネーターの方を頻繁にお見かけしますし、声を丁寧に拾っていただいていること、また、事務報告書を見ましても、様々な会議体に出席していただいて、状況把握をしていただいていることがよく分かりました。

また、相談方法について、事務報告書を見ますと、今年度は立ち話という項目が新しく加わっておりまして、窓口ではなく、本当に地域の中から声を拾って支援につなげていっていただいている様子が、そのことからも見てとれます。

そこで簡単にお伺いしたいのが、市のほうに設置している相談支援包括化推進員の方について、令和6年度はどのように機能されたのか、お伺いをいたします。

○小峯地域共生推進課長 今、委員のほうから御紹介のありました相談支援包括化推進員については、地域福祉コーディネーターもその役割を担っているという形にはなるんですが、市のほうの相談支援包括化推進員の役割としましては、府内の調整、こういったものを行うような形を取っております。

社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターは、なかなか顔が売れてきて、府内での認識も高まってはおりますが、やはり府内のことの調整は府内に役割があるべきというふうに考え、取り組んでおります。

○小坂委員 ありがとうございます。非常に重要なハブとなる方だと思います。引き続き御尽力いただきたいと思います。

相談件数を見ますと増加していく、増員等については今までの質疑で理解をしたところですが、数字を見ますと、東西区域でかなり偏りがあるように見えます。件数だけではないとは思いますが、区域割の再検討など、そのあたりについても御見解をお伺いいたします。

○小峯地域共生推進課長 東西での件数の偏りというところですが、これにつきましては、こういう結果となっているというところでしか、今のところ分析はできておりません。また、地域福祉コーディネーターは現在、定数4名ということで、2名ずつの配置という形を取ってはおりますが、この配置をもっと細かくして、1人単位で担当していこうというのも案としては確かにあるのはあるんですが、ペアで動くことによって、社会福祉協議会内でも異動がございますので、そういういた引継ぎも含めて行動しやすい、また、地域福祉コーディネーターが受け止める課題というのは重いものがございます。そういういたものをペアで検討したり、受け止めたりという、支え合える体制づくりというのは必要なんだろうなという部分はありますので、今後も東西2名ずつの体制、これで進めてまいりたいとは考えております。

○小坂委員 お考えのほう、理解をいたしました。やはり人員だけではなくて、この方だから話せる、そういういたようなこともあります。関係性を深めていく上でも、定着というのは大事なことかなというふうに思いました。

最後に、本格実施から2年目だった令和6年度なんですけれども、令和5年度の事務報告書を見ますと、拡大・拡充となっていたところが、令和6年度の事務報告書では現状維持になっていました。相談件数も増えている中、今後もこの事業拡大をしていくべきかなというふうに考えましたけれども、市の考え方を確認させてください。

○小峯地域共生推進課長 先ほどからお話ししているとおりにはなりますが、まず地域福祉コーディネーターの役割、こちらのほうを確認していくというところではあります。その上で、現状の体制を維持したまま進めていき、課題のほうは、それに伴って生まれてくる部分はあろうかと思いますので、それに対しては対応していきたい、そのように考えております。

○皆川委員長 それでは、110、111ページを終わります。

次に進みます。112、113ページ。

○はぎの委員 私のほうからは、認知症対策事業に要する経費のところで確認させていただきます。

毎回確認させていただいているんですけども、何点がありまして、事務報告書は222ページ、そして個別説明票は通し番号は161であります。

まず、おれんじCafeの開催についてになります。今、サンライトとにんじんの2か所で開催ということで、サンライトのほうは第2・第4火曜日、にんじんのほうは第1・第3水曜日ということで、時間帯は同じだというふうに認識しております。

この参加人数を見ますと、10倍以上の差がついているというところで、先ほど東西の話もありましたけれども、施設の規模であったりとか、いろんな要因があると思いますので、一概にこうだと言うのは難しいと思うんですけども、この理由は、市のほうとしてはどのように分析をされているのか、その辺、確認をさせてください。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 こちらの差については、なかなか難しいところでございまして、委託事業者といろいろ確認しながら、参加人数が少ない状況ではありますので、増やす方向で、ど

うにかできないかということで確認はしているところなんですけども、なかなか伸び悩んでいる状況でございます。

○はぎの委員 分かりました。

市の東西でも、西側に利用者が偏っているという、そういう方が多いというわけではないと思いますので、今後どのように解消していくのかというのはかなり大事なところではないかなというふうには思っております。御担当のほうでも、かなりいろいろ工夫して、周知はしていただいているということありますけれども、大変重要な課題であるかというふうに捉えております。

レスパイトケアとか、そういったところで、短時間であったとしても、おれんじC a f eを利用される御本人のみならず、御家族への負担の軽減というところでも、ここの特に東側の、どのようにこの参加人數を増やしていくところに手を入れていくのかというのは大変重要な課題だと捉えておりますので、引き続き研究をお願いしていきたいというふうに思います。

また、認知症初期スクリーニングシステムのところでも触れさせてください。令和6年第4回定例会においても確認をさせていただいたんですけども、かなり急増しているということで、このアクセス数の急増の状況、この辺も、具体的にどのぐらい増えたのか、確認させてください。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 令和6年度なんですけども、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行されたことに伴いまして、関心が増えたのではないかということで急増しました。令和5年度に比べますと、令和6年度は若干減ってはいるんですけども、ただ、もともと令和4年度などに比べると増えている状況ですので、引き続き関心が高いことがうかがえると思っております。

○はぎの委員 分かりました。すみません、私、上半期のデータしか見ていなかったので、下半期はちょっと減ったということでございましたね。失礼いたしました。

それで、あと2点だけ確認させてください。

認知症の普及啓発用のパンフレットも、今回、令和6年度に改訂をされて配架していただいたということで、これも毎回確認させていただいているんですけども、実際、足りているのか、配架状況を確認させてください。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 こちらも認知症月間のイベントなどでたくさん配布しまして、その後については、それぞれの地域包括支援センターなどに配架しまして、ちょうど、特に余っているわけでもなく、足りないというわけでもないような状況です。

○はぎの委員 分かりました。行き届いているということで、確認をさせていただきました。引き続き過不足なく、ちょうどいい形で配架をし続けていただきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、今回、個別説明票のほうで記載をしていただいておりますけれども、令和6年度の認知症月間で映画上映会を新規に実施したということで、今回、皆増ということで、「オレンジ・ランプ」の上映をしていただいて、一昨年度、実際のモデルとなった若年性認知症のご本人の講座も実施していただいて、私も参加させていただきましたけれども、非常に関心も高まっておりますし、自分事として捉えていく上で非常に大事なテーマでもありますので、今年度も引き続き実施していただいたということあります。

それで、定員200名というところに対して、今回、99名ありましたけれども、今回の手応えといいますか、どのように御担当としては考えられているのか、その辺も確認をさせてください。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 今年度も同様に実施させていただいているんですけども、

参加していただいた方から非常に御好評の声をいただいておりまして、「大変勉強になった」とか、「当事者の気持ちが分かった」というような、いろいろな声をいただいております。詳しい参加人数は、今、手元に用意していなくて申し訳ないんですが、大変好評であったというふうに確認しております。

○はぎの委員 分かりました。

様々、本市としても、このような形で取り組んでいただいている間に、先ほど課長からもございましたけれども、認知症基本法が昨年施行されて、7つの基本理念を掲げている中にも、やはり家族への支援ということに、かなり力を入れていこうということでもありますので、その辺、先ほどのおれんじCafeの拡充であったりとか、あとはこのスクリーニングシステムの、本人のみならず家族への利用の促進も含めて、引き続き御尽力をお願いしたいと思います。

特に御答弁は求めませんので、以上で終わります。

○皆川委員長 ほかに、112、113ページ。

○はせべ委員 今の関連でお尋ねさせていただきます。

おれんじCafeの件で、今の御答弁で理解はしていますけれども、逆に今、担当課で、民間でおれんじCafeの居場所のようなことをしているということを把握しているというところがありましたら、御紹介をよろしくお願ひいたします。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 民間のほうで認知症カフェを実施しているという状況は確認しております、参加の仕方など、どのようにしているかというような実態も、ある程度は把握している状況ではあります。

○はせべ委員 把握しているということで、本当に居場所になる、社会と接点を持って生活をしていくというところでは、こういったカフェはとても大事な場所かと思いますので、そういったところを把握されているという状況なので、民間というか市民団体もあろうかと思いますので、何か御相談等がありましたら、対応していただきたいと思います。

○皆川委員長 ほかに。

○高瀬委員 同じく認知症のところでお聞きしたいと思います。

おれんじCafeについてなんですかけれども、事務報告書にありますように、おれんじCafeサンライトだったら23回開催で、参加者339人ということで、単純に割ると1回当たり14.7人、15人ぐらいかなというふうに見ます。そしておれんじCafeにんじんが23回開催で、参加者数が28人、単純に割れば1回当たり1人とか、あるいはいないときもあるのかなというふうに見てています。

それで、その上でお聞きしたいんですけども、このおれんじCafeはすごく大事なものだということは認識しています。この事務報告書の認知症対策事務事業を見ますと、委託費が313万6,320円になっています。この認知症カフェも委託の形なのかなと思うんですが、全体の委託、このおれんじCafeについては幾らで、それぞれ同じなのかどうか、お聞きしたいと思います。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 正確な答弁をさせていただくために、少しだけお時間をお願いいたします。

○皆川委員長 それでは、後ほどということで、保留にいたします。

このページでほかに。

○中山委員 シルバー人材センターに要する経費でお聞きをします。資料第25号を出していただきました。ありがとうございます。

この問題は、数年にわたって取り上げているんですけども、令和5年度の予算特別委員会の中で、最低賃金に対して6%の事務費を考えて委託単価設定しているという答弁がありました。令和5年度の10月からインボイスが始まっているので、令和6年度の4月は8%になっているんですけども、令和7年度がまた6%になっております。令和6年度の中で、令和7年度は幾らにするかというのを検討されていると思うんですけど、令和7年度4月からの委託単価を6%にした理由というのを教えてください。

○松下財政課長 シルバーの委託単価につきましては、シルバー人材センター、そして地域共生推進課と情報共有し、そういった情報提供もいただきながら、あと理事者と協議して、最低賃金を下回らない水準と、そういったところを考慮しながら適切に決めているところでございます。

こちらの令和7年度の事務費につきましても、シルバー側とのしっかりととした協議を重ねた上で、先方から、こういった事務費については6%と、そういった水準でも大丈夫と、そういったところのお話をいただいて、適切に金額を設定しているところでございます。

○小峯地域共生推進課長 国通知の制度に係る情報共有を、財政課とさせていただいておりますので、地域共生推進課から説明させていただきます。

令和6年11月に特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律、通称フリーランス法が施行され、シルバー人材センターとの契約方法の変更がございました。このフリーランス法に係る契約方法の見直し時期につきましては、各シルバー人材センターに委ねられており、当市では令和7年4月から変更しております。これにより、発注者、シルバー人材センター、会員の3者による包括的な契約関係となり、委託契約についても、その内容が整理されたというものになります。

これまでのインボイスの対応ですが、シルバー人材センターは年間課税売上高、こちらのほうは1,000万円以下の消費税免税事業者である会員との取引について、消費税の仕入額控除が認められておらず、シルバーで負担しなければなりませんでした。これは令和5年第3回定例会で補正予算として、また令和6年度当初予算にて、市においてシルバー人材センターの負担を軽減するために、事務費2%を上乗せして対応したものとなります。

一方、フリーランス法に基づく契約方法に見直すことで、市とシルバー人材センターとの業務委託、また、市と会員との業務委託にそれぞれ分かれて整理されます。シルバーは会員業務委託料に係る消費税について切り分けてインボイスの手続を行うことができますので、2%の負担がなくなり、市も事務費の上乗せをする必要がなくなったというものになります。令和7年度から事務費が6%となっているのは、そういう理由になります。

なお、会員業務委託料の消費税に関しては、先ほどもお話ししたとおり、会員自体が年間課税売上高1,000万円以下の消費税免税事業者でありますので、会員への影響はありません。

○中山委員 6%のくだりは理解しました。

最後のくだり、会員は1,000万円以下の収入しかないので消費税を払わなくていいと、インボイスの適用にもならない。その最後のくだりがよく分からないんですけど。結局、ただ、市としては払わないといけないとか、そういうことですか。市が払えばいい、会員は払う義務がない。最後のところが分からなかったんですが。

○小峯地域共生推進課長 市として払わなければならぬという部分にはなりますが、こちらのほう、市が、一般会計のみになりますけど、免税になっておりますので、市というよりは、一般会計から発注した委託については、この2%というか、消費税の対応のほうが必要ないという形になります。シルバー人材

センターと民間との取引には、この対応は必要になるというところになりますので、事務費のほうは公共と民間とは分かれております。

○中山委員 なるほど、分かりました。市の一般会計の中での委託については免税になっているということですね。会員も1,000万円以下。ただ、ほかの仕事をしていて、1,000万円以上ある場合ってどうなんでしょうね。ちょっとそれは分からないですけど、置いておきます。その部分は承知をしました。

改めて、資料もいただきまして、国から最低賃金への対応をきちんとしてくださいよと、10月の改定にも対応してくださいよということなんんですけど、これは今、委託関係が整理されたという中で、この資料第25号で、令和6年度の10月で最低賃金は上がっていますけど、委託単価は上がっておりません。こういったところなんですけども、最低賃金はきちんと確保はされているという理解でよろしいんでしょうか。

○松下財政課長 こちら、最低賃金を上回る金額で、こちらから委託で出してしておりますので、こちらについては遵守されているというふうな認識でございます。

○中山委員 いやいや、さつき、フリーランスとの契約の関係は令和7年4月からの整理になったということでしたよね。つまり令和6年度は、まだシルバーと会員との関係が続いているわけですよね。本来であれば、先ほど答弁があったように、インボイスの関係があって、2%上乗せをした事務費で4月に委託単価設定をしたと。最低賃金が1,113円から1,163円なっているわけですから、ここでも、本来であれば、8%の事務費に合わせて改定が必要だったと思うんですけど、これで仮にシルバー会員にきちんと払われているということであれば、その分、シルバーの運営が厳しくなっているのかなと思うんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○松下財政課長 事務費につきましては、シルバー側も当市だけの取引ではなくて、民間との取引とか、そういったもうもの部分で、総合的な対応で、事務費が幾ら必要であるとか、そういったところでございますので、こちらについては今後、当然、シルバー側からいろんな情報提供があれば、それに適切に対応してまいりますし、昨年度の部分については、そういった形で最低賃金の対応等についても適切に、こういった事務費の中で対応できていると、そういった状況でございます。

○中山委員 ただ、市としても、事務報告書の215ページになりますけど、シルバー人材センターの安定した運営をしていただくことって大事なわけですよね。今、市からの事務費が足りなくて、シルバーから出しても、ほかの契約があるから、そっちで穴埋めしているんじゃないかと、端的に言えば、そういう答弁だったと思うんですけども、やはり、そういうやり方じゃないと思うんですよね、公共からの仕事というのは。

ただ、この部分は、今、当初あったように、もうその委託の関係が整理されているということなので、今後どうなるのか。今後、最低賃金が10月に改定された場合に、この委託単価と、このシルバー会員に支払われる実際の金額、その辺もどうなるのか、またよく分からぬんですけど、今後も含めて、この10月の改定をしなくても、シルバー会員への最低賃金は確保されると、そういう考え方なのか、それともその時に合わせて、必要があれば改定をするという考え方なのか、どちらなんでしょうか。

○松下財政課長 こちらの事務費については、市のほうで一方的に決めているというところは決してございませんので、本当にシルバー側と適切に話し合いをして、また地域共生推進課からも様々情報提供いただいて、それに沿って対応しています。

また、委託単価、1時間単位でこういった形でやっていますけれども、シルバー側にいろんな委託をしておりまして、例えば、草を刈るときには燃料費がかかるとか、そういった部分も適切に見た上で対処し

ていますので、決して一方的に市側がよろしくない対応をしているというところはございませんので、今後もしっかりと先方と話をしながら、地域共生推進課とも様々な情報提供をしていただきながら、この最低賃金に見合った水準というところもしっかりと踏まえた上で、適切に対応していきたいと、このように考えております。

○中山委員 私、一方的に決めているなんていうことは言っていないと思うんですけども。私が分からなのは、契約の関係が整理されたので、今後の対応はどうなるのかと。シルバー関係の委託単価が会員への最低賃金に影響するのか、それとも市から会員に直接払うのか、よく分からないんですけど、しかし、さっきのインボイスの説明でいえば、やはりこのシルバー会員への支払いというのが、市から会員への直接になるわけですよね、間にシルバーが絡まないから。その関係で、インボイスの分が2%要らなくなつたという説明だったと思うので、そう考えると、今後、最低賃金が上がったときに、市としてどう考えるのかというところを、だから私は聞いたわけです。今までのように委託単価を上げなくても、きちんと最低賃金は守られるのか、それとも何かしら委託単価を変える必要があるのか、その辺、だから制度が変わったというところの説明があったので、その説明を私は求めたわけなんです。事務費の決定について一方的なんて、私は言っていませんから。

○皆川委員長 制度の変更というところも絡めて、今後ということも重要なんですけれども、令和6年度の対応もどうだったかとか、御答弁いただいてよろしいですか。

○村越政策部長 シルバー人材センターは、市に必要なパートナーでありますので、もしそういった申入れがあれば、適切に協議をして、委託料を決めていくということで、市が直接シルバー人材センターの会員に払っているわけではなくて、シルバー人材センターに委託をしているというものでございます。

○新井健康部長 私も少し補足をさせていただければと思っております。

先ほど地域共生推進課長が御答弁させていただきましたとおり、フリーランス法の施行によって契約内容に少し変更がございました。それを踏まえて、今後、今年度中の単価の見直しについても、もともとの契約の考え方方がございますので、そこを踏まえて対応してまいりたいと考えてございます。

○中山委員 シルバーから、委託単価を含めて、この契約単価について、いろいろ御意見を聴取しながら決めているというのは、私、理解をしていますけども、以前、この問題を取り上げ始めたときは、シルバー会員への支払いが最低賃金を下回っていると、その実態があったから、これを取り上げ始めたわけです。それで、毎年10月に増額で改定されるわけですから、それできちんとした対応ができるのかということがいつも気になっているんですけども、きちんとした対応の中で、シルバーの安定的な運営というのを考えれば、シルバーに負担をお願いするようなやり方では、私はまずいと思うし、その上できちんと最低賃金が確保されているのかという点を、ずっと、そういう事務をされているのかというところでお聞きをしていたんです。

今、最後、健康部長のほうから、今後についても、またその契約関係が変わった中で適切に見てていきたいという答弁だったので、これで終わります。私も、ちょっと最近調査をしていなかったので、この最低賃金の在り方がきちんと会員に届いているかというところはまた確認したいと思います。終わります。

○皆川委員長 よろしいですか。

それでは、112、113ページですが、保留分がありましたので、御答弁をいただきたいと思います。おれんじC a f eのところですね。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 お時間いただきまして、ありがとうございます。認知症カ

フェの委託費ですが、1事業所当たり、108万2,400円を年間で支払っております。2事業所の合計で216万4,800円でございます。

○高瀬委員 分かりました。ありがとうございます。108万2,400円ということです。

事業所にとっては、参加者がいらっしゃってもいらっしゃらなくても、その時間をしっかりと確保していく、また、人の体制も必要だと思いますので、必要な委託料だというふうには思っています。

それで、もう一点、お聞きしたいのが、この認知症カフェは、そもそもが当事者の方だったり御家族、また地域の方、専門支援者の方たちも含めて集っていくというような場だと思っていますけれども、現状としてはどのような形になっているのか、分かれば教えていただきたいと思います。御本人の参加とかもあるのかどうか、教えていただきたいと思います。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 委員のおっしゃるとおり、当事者の方や地域の方の参加など、様々な方が参加している状況がございます。

○高瀬委員 そういう意味で、認知症基本法、先ほどはぎの委員からもありましたけれども、共生社会をつくっていく、また、認知症の方の思いだったりとか気持ちをしっかりと尊重して施策を考えていくというのが非常に大事だというふうに言われているところです。そういう意味で、この認知症カフェにも、御本人だったり御家族、あるいは多くの方に参加していただき、そしてそこに次の段階として何ができるのか、実際にどのようなことを認知症の方が望んで、それを形にするかということが非常に大事だと思っていますので、少し今後に向けて、どのような形で進めていくのか。また、事業所によっては、参加者が非常に少なくなっています。そういったところも含めて、何があればもっと活性化できるのか、その辺は事業所の方とも話合いをしてくださっているということなんですけども、少し長期的な展望が必要ではないかと考えますが、その点はいかがでしょうか。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 委員のおっしゃるとおり、今回施行された認知症基本法では、当事者の御意見を尊重するということがとても重要になっておりますので、こういった取組が重要なことは認識しております、参加者が少ない部分につきましては、そういった意見をなかなか聞き取るところが難しいなどがあるかと思いますが、参加者を増やしていく方法としましては、今後、次期の計画に合わせまして運営形態を柔軟にしていくことなど、民間の状況などを確認しながら検討していく必要があると考えております。

○高瀬委員 分かりました。今回の補正予算のほうでも認知症についてということで補正金額が出ていましたので、そこでいろいろ調査をされるということなのかなというふうに理解はしました。やはり、認知症の方の声を聴きながら、こういった場もつくっていくということが必要だと思います。

先日、フォローアップ研修に参加させていただいて、すごく面白かったです。面白いという言葉に語弊があつたら申し訳ないんですけども、当事者の方、特に若年性の方たちの思いだったり、こういうことをしたいんだということを取り上げていき、できるだけそれに近づけていくという支援者の在り方というのも話されておりましたし、できるかできないかじやなくて、やりたいかやりたくないかをしっかりと聞き取って一緒に進んでいくことの重要性も話されていました。そう簡単にできるとはなかなか思えないんですけども、1人でも多くの方の声をまずは聞かせていただくということが重要だと思いますので、先ほど答弁いただきましたけれども、これから認知症施策について、さらに前向きに、ちょっとスピード感を持って進めていただけたらなと思います。最後に一言いただきたいと思います。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 今回、補正予算でも計上させていただきましたが、新しく

会議体を設置しまして、当事者の方の声も聴くということで、その構成委員にも入れていく方向で検討しております。

今後、認知症に関する新しい計画も予定しておりますので、その中で、当市としてもできるだけ推進していく方向で検討してまいりたいと思っております。

○高瀬委員 今日は決算特別委員会の場ですので、非常に気になった認知症カフェについて取り上げさせていただきましたけども、様々な施策がある中で、それを総合的に、また、本当に共生社会というところを重点に置きながら進めていただくようにお願いをしておきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それで、このページで、もう一点だけ簡単にあります。

○皆川委員長 それでは、まだ何人か手を挙げていらっしゃいますので、一旦、時間も1時間が過ぎましたので、10分程度休憩といたしたいと思います。その後は、今、3人、手が挙がっていますので、次はその方から質疑を受けたいと思いますので、御承知おきください。

では、10分程度休憩といたします。

午前10時50分休憩

午前11時01分再開

○皆川委員長 それでは、休憩を閉じまして、委員会を再開いたします。

休憩前に、112、113ページで3人の挙手がございました。申し上げておきますが、冒頭お伝えしたように、本日で議案第68号の審査を終える予定になっておりますので、御承知おきいただきたいと思います。

○高瀬委員 生活支援体制整備に要する経費についてお伺いします。事務報告書ですと232ページ、233ページになります。

本当に介護の現場は非常に厳しくて、人材の確保がとても難しくなっています。そのような中でも、介護予防の視点からも非常に重要なと思っています。

この事務事業については、生活支援コーディネーターが地域の協議体の立ち上げを進めていくということであったり、担い手養成研修の実施をしているということで見ています。

特に今回、お聞きしたいのが、この生活支援隊・介護予防応援隊養成研修です。担い手養成研修ということで、総合事業であったり、あるいは今、通いの場をやっていますけれども、そこの介護予防推進員の研修、成り手を増やしていくという内容だと思っています。

この事務事業評価などを見ても、令和6年度はかなりいい評価になっているのかなと思うんですが、まず令和6年度の取組と、また、どこがよかったですのか、お聞きしたいと思います。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 事務報告書にも記載させていただいてはいるんですけども、この担い手養成研修につきまして、令和6年度は介護予防推進員との共通研修を実施したことによりまして、修了後の選択肢が増えて、受講者の増加にもつながったところでございます。

参加していただいた方にも、積極的に、意識高く受講していただいている、大変効果があるものであったと認識しております。

○高瀬委員 共通研修については、介護予防推進員の養成講座と、総合事業に関わる方たちの養成講座ということだったと思います。その後の基礎研修、専門研修は総合事業のほうの方が参加するということでよろしいでしょうか。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 総合事業と民間と、本人たちがどこで活躍していただか

というのが、それぞれ選択できるような状況となっております。

○高瀬委員 分かりました。そういう総合事業だけでなく、その研修の先には、どこで活動する、活躍するかは御本人が選べるように、その研修を基礎研修と専門研修でやっているということです。

評価の中でも、本当に事業所の人材不足と地域の担い手の活用、マッチングについては、関係機関と連携しながら取り組む必要があるとしつつも、非常に多くの方に参加いただき、また事業所の個別面談会にも参加をいただいているというふうに読み取っています。

その上で、要改善という評価なんですけれども、ここについては、よい取組であったら、引き続き進めていくことが必要かなと思うんですが、この要改善について教えていただきたいと思います。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 介護の現場での担い手不足というのを大変重く受け止めておりまして、令和6年度の実施状況はよかつたんですけど、さらに拡大しまして、プログラムや日程を見直して、参加しやすいように、また充実した中身になるように、さらに拡充していくことを考えまして、要改善とさせていただいております。

○高瀬委員 分かりました。さらによい事業にする要改善ということで、今、御答弁いただいたと思います。

研修プログラムや日程を見直していくことですけども、今年度も令和7年度は始まっていますが、既に検討などは始まっているんでしょうか。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 検討は行いつつ、プログラムについて充実させるように検討を行っているところでございます。

○高瀬委員 それでは、また具体的なところについては所管の委員会などに御報告をいただけたらと思いますので、より多くの方が参加しやすい、まずきっかけとなるように進めていただけるようお願いしておきたいと思います。一言いただきたいと思います。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 先ほどの補足にもなるんですけども、プログラムの日程を見直して、3日間だとなかなか忙しくて参加が難しいというところを、2日間にして実施するなど、そういったところで、2月などに実施していく方向でプログラムも調整をしていまして、今後、できるだけ皆さんのが参加しやすい、また充実した中身になるように検討してまいりたいと思います。

○皆川委員長 ほかに質疑のある方は。

○久保委員 高齢者地域支援に要する経費のところで確認をさせていただきます。

個別説明票では通し番号162もありますけれども、内容的には別の部分で、今回、令和6年度の新事業として介護支援専門員等の研修費用の助成事業を今年度から始めていただいていると認識しています。これによって、事業者の方への、また介護の専門員の方の資格の更新や、また研修に対しても受講費用の一部を助成ということで確認をしています。

事務報告書が223ページから225ページのほうに書かれてありますけれども、この7番、8番になろうかとは思いますが、この点の事業をされての評価というか、こここの部分に関して教えていただけますでしょうか。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 こちらですが、ケアマネジャーの更新の際に必要となる研修費用を助成しているところにつきましては、これは負担が大きかったということもありまして、こちらの助成については、助かるというようなお話を伺っております。今後、※介護相談専門支援員が定着していくためにも必要な事業であると考えております。（※次ページに訂正発言あり）

○久保委員 ありがとうございます。本当にこの一部助成が大変助かっているというお声をお聞きもしています。今後も、このまま継続して、しっかり続けていただけたらと思っておりますので、よろしくお願ひします。一言だけいただけますでしょうか。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 すみません。先ほど介護相談専門支援員と申しましたが、正しくは、介護支援専門員となります。発言の訂正のお取り計らいをお願いいたします。

○皆川委員長 訂正を認めます。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 今後につきましても、できるだけこのケアマネジャー、介護支援専門員が充実していくように、支援を進めていきたいと考えております。

○小坂委員 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に要する経費のところで簡単にお伺いしたいと思います。令和6年度から始まった新規の事業です。

こちらの財源は東京都後期高齢者医療広域連合から市に委託料として支払われ、市は市内の医療機関に業務を委託しているというふうに理解をしております。昨年の予算特別委員会での質疑で、こちらの800万円のうち700万円は保健師2人の人件費というような御答弁がありました。残金の100万円について、どのようなことに使用されたのか、確認をさせてください。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 こちらは新しく保健師を各1か所ずつ配置することに伴いまして、必要となった備品などの事務費に使われております。

○小坂委員 100万円を事務費などに使われているというようなことです。その後、今年度も半年たちましたけれども、こちらの事業は、保険年金課、また健康推進課、高齢福祉課と連携して取り組んでいただいているかと思います。様々な医療や介護のデータを抽出して、事務報告書によりますと、120人の方を訪問していただいたりとか、講座も開催していただいて、参加者も多数いらしたようです。まだ初年度、1年ですけれども、この事業についてどのように総括をされているのか、お伺いをいたします。

○荒田高齢福祉課長兼地域包括ケア担当課長 まず、前半の部分の講座などにつきましては、これまでと違って、それぞれ活動している場に保健師が出向いて講座を行うというところで、大変効果的なものであったと評価しております。

また、ハイリスクアプローチのほうにつきましては、医療や健診や介護、それぞれのサービスを使っていない方を抽出しまして、その方の自宅に訪問するなどしていまして、大変効果的であると思います。

まだまだ始まったばかりですので、検討する部分もあるかと思いますが、今後さらに効果的なものになるように進めていきたいと考えております。

○小坂委員 ありがとうございます。サービスの利用がない方をデータから抽出して訪問するというのは非常に重要なことだと思いますので、引き続き府内で連携を取りながら進めていっていただきたいと思います。

○皆川委員長 それでは、112、113ページを終わりまして、114、115ページ。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 116、117ページ。

○高野委員 115ページのところで手を挙げたつもりだったんですけど、いいですか。

○皆川委員長 はい、どうぞ。

○高野委員 すみません。115ページのところで、障害者相談事務に要する経費のところです。事務報告書では233ページの部分となります。

これは一般質問で中山議員が既に聞かれた内容ではあるんですけども、私も重ねて要望したいというところで、知的障害のある方のために、ふだん介助している保護者が緊急事態に遭ったときの連絡先として、障害福祉ガイドブックに課の電話番号を掲載してもらえないかという要望が当事者団体のほうからも出ておりまして、その検討状況についてお伺いしたいと思います。

また、もし難しければ、課題についても教えていただければと思います。

○宮外障害福祉課長 一般質問でも福祉部長が答弁しているかと思いますが、まず課題ということになりますけれども、緊急時ということについては多岐にわたるケースが想定されます。その様々な緊急時に対して、対応方法をどういうふうにしていくかということを日常からやり取りしたり整理しておくことも非常に必要で、日常の取組について充実をさせていきたいというふうに、まず考えてございます。

緊急の連絡先の在り方について、その先にあるものかなと思っておりますが、この点は非常に大事なところですので、今後、当事者団体と行う懇談会の中でも情報交換をしていきたいと考えています。

○高野委員 今のところは日常面というところで対応していて、緊急時というのは、その次のステップというところで位置づけて、また検討していただけるということで、どうもありがとうございます。そう単純な簡単な話ではないということは重々理解をし、また確認をさせていただきました。

一方で、小平市の障害者団体のパンフレットには載っているということでもありますので、体制構築の必要性の有無も含めて、そうした事例も研究していただければということも、引き続きお願いしたいと要望して、終わりたいと思います。

○皆川委員長 114、115ページ、ほかにございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 それでは、116、117ページ。

○はせべ委員 日中一時支援事業に要する経費について、お尋ねさせていただきます。

個別説明票の通し番号170で、事務報告書は250ページに記載されているのを確認させていただきました。まず、日中一時支援事業を利用したいという市民の方の人数で、これを市がどういうふうに見るかというのは難しいかと思いますけれども、令和4年度、令和5年度という形で事務報告書を確認しましたら、増加傾向ということで、それで当初予算もきちんと予算計上されているというところを確認していますけれども、実際は利用者の人数が75人で、利用時間が4,249時間という令和6年度の実施になったところを、市としては、市民の方が利用しなくていいというところでのこともあるので、なかなかそこを推察するのは難しいとは思いますけれども、令和6年度のその状況について、見解をお尋ねしたいと思います。

○宮外障害福祉課長 委員のおっしゃったように、この事業については利用者が少しづつ減っているという現状を認識してございます。実施していただいている事業所の皆さんとも情報交換をしていて、これといった原因というのは見当たらないというふうに確認をしておりますが、我々の推察の部分では、日中活動系のいわゆる児童福祉法も含めたサービスの事業所が少しづつ増えているという現状がありまして、日中活動はそちらを利用されている方が僅かながら増えているのではないかというふうに考えているものでございます。

○はせべ委員 ありがとうございました。今の御説明で、日中活動の事業所が増えているというようなお話をあって、いろんな福祉サービスが充実してきているということは、とてもいいことだと評価させていただきたいと思います。次にお聞きするのは、事務事業評価の後半に書いてある「利用者のニーズ及び委託事業者のサービス提供の実態を捉え」というところで、「在り方を検討する必要がある」と記載されて

いる部分の御説明をいただけたらと思います。

○宮外障害福祉課長 こちらについては、先ほど日中活動できる福祉サービス事業所が増えているというようなことを申しましたが、まだやはり市民の皆様にとって必要な事業というふうに考えてございます。

今現在、どんな方たちが主に利用されているのか、あと回数や時間等、様々な分析をしているところでございます。その中で、事業所からも一定、アンケートの形で情報を収集してございまして、少し整理をして、今後進めていくという予定にしてございます。

○はせべ委員 ありがとうございます。今後に向けてということで、詳細にわたって、今、調査したりしてくださって、今後の事業の充実、あとは市民ニーズをきちんと捉えてやっていただけるということで、とても安心できるかなというふうに思っていますので、また機会がありましたら、その状況を報告いただけたらと思います。

○鈴木委員 移動支援事業に要する経費について、お聞きしたいと思います。

移動支援を支えるヘルパーの確保というのは大きな課題だと認識しておりますが、まず、ヘルパー不足の状況について、市としてどのように把握しているか、伺いたいと思います。

○宮外障害福祉課長 ヘルパー数の不足の状況でございますが、人数的に我々のほうで把握できているということはございません。ただ、事業所のほうで、どういう状況かというのを確認していくと、利用希望者が入ってほしい時間と入れる方のマッチングの部分で難しいケースも見られるということで、100%は応じられていない状況にあるというところまでは認識をしてございます。

○鈴木委員 マッチングの課題ということでしたけれども、それも確かにあるんだろうなというふうに思っています。

一方で、人材の不足についての課題などはあるのかどうかお聞きしたいと思っていまして、今現在、移動支援のガイドヘルパーの養成研修を、市として補助していただいていますけれども、これも受講者数が57人、令和6年度事務報告書では247、248ページになりますが、昨年度は2クール実施していただき、57人の受講者のうち修了が48人ということで、この修了した方々が実際に事業所への登録につながるかどうかというところも、ガイドヘルパーとして歩んでいく上でのステップとしては重要なのかなと思いますが、その辺に関して、人材の不足の課題をどのように市が認識しているのか、併せて、そういった工夫があつたのかどうか、お伺いします。

○宮外障害福祉課長 人材の不足をどう認識しているかという部分ですが、そちらについては、やはり充足しているということではないだろうと、不足があるだろうというふうには認識をしてございます。

今回のガイドヘルパーの養成研修につきましても、受講された後に、どこかの事業所に、ぜひ登録をしていただくということを前提とした上で応募をかけてございます。それで、なるべく多くの皆様に、福祉の仕事を経験していただくということを我々は狙っているものでございます。

今回のうち何人が登録されたかという実際のところまでは、数字は持っていないのですけれども、受講された方のうちの多くの割合の方に登録していただくということを念頭に置いて事業を進めております。

○鈴木委員 分かりました。本当に人材不足と、そしてマッチングの課題ということを今、聞かせていただいたところです。

現状、利用者、対象者の方の移動支援の利用限度時間が月に25時間という支給ですが、先ほどマッチングの課題もありまして、個人差はあると思いますが、もしかしたら希望される方が25時間、フルで使えないということも発生しているのではないかなど、今の答弁から思いました。実際のこの利用限度時間に対

して、利用状況を、市として、もし把握しているところがありましたら、教えていただきたいと思います。

○宮外障害福祉課長 利用の方法については、それぞれの方で全く異なってございますので、一概にこのような形ですというふうに答弁することは難しいかなと思います。

○鈴木委員 そうですね。確かに個人差はあると思いますし、そもそも使える範囲が限られているということがあるとも思っています。ただ、利用の状況に関しては課題が、マッチングの課題からも見えてきたところだと思っています。

来年度から、また移動支援が拡充されますし、今の時間数では足りなくなるのではないかという懸念も、私の中では持っております。これまで、土日が5週まである月は、希望者に5人増やすとか、あとは2人介助が必要な場合は増やしてほしいといった当事者の方からの御意見もあったと思いますけれども、それに対しての検討状況などはいかがでしょうか。

○宮外障害福祉課長 この事業については、様々な角度からいろいろな御要望を頂戴しております。本当に多岐にわたる個別性の高い事象を我々のほうでもお伺いしているところです。この事業でどこまでできるのかという部分については、詳細の課題をもう少し詳しく検討しながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○鈴木委員 分かりました。本当にそのとおりなんだろうと私も思っております。

現在、移動支援の給付額なんですけれども、1時間から2時間は1時間当たり2,600円で、3時間を超えると1時間当たり2,100円だと思います。先ほど、10月から最低賃金が大幅に上がるということの議論もシルバーのほうでありましたけれども、ヘルパーの賃金の増加というのが事業者にとっても非常に大きな負担だということをお聞きしております。移動支援の報酬単価の見直し、1時間当たりの委託単価の見直しなんかも、とても急務ではないかなと感じているんですけども、この単価の引上げについて、市の考え方を伺いたいと思います。

○宮外障害福祉課長 移動支援の単価については、数年前に改定されて以降、ずっと据置きという形になってございます。昨今の物価の上昇や最低賃金の上昇については、委託料を検討するときにも参考にしてまいりたいというふうに考えてございます。

ただ、改定をどのタイミングでどのようにするかということの仕組みとしては、まだ持ってきておりませんので、そのあたりも含めて、今後、検討を続けてまいりたいと思います。

○久保委員 簡単に一点だけ質疑させていただきます。障害児支援事業に要する経費のところで、今年度から始まりました在宅レスパイト・就労等支援事業、すごく大切な事業を開始していただいたというふうに高く評価をしています。事務報告書では252ページです。

実際にこの事業をお使いになった方が、実数でいえば1名だったという状況であることは、この報告書から確認をしています。でも、今後、周知も含めて取り組む中で、必ずこういった形で、これを利用される方というのは徐々に増えてくるというふうに思っております。現状の市の考え方を教えていただけたらと思います。

○宮外障害福祉課長 本事業につきましては、令和6年度の実績は御覧いただいているとおりでございます。年度が明けてからも、もちろん個別に丁寧な周知を重ねておりまして、利用登録者、あとは支援をしてくださる委託の契約事業者、ともに増やしてきている現状でございます。そもそも母数としてそんなに多くはないんですが、大切な事業として継続してまいりたいと考えています。

○高瀬委員 今の関連で、簡単にお聞きしたいと思います。

今年度になって、徐々に増えてきているということの御答弁であったと思います。それで、本当に医療的ケアが必要で、人工呼吸器をつけていたりとか、今、母数は少ないということが御答弁があつて、そのとおりなんだと思っています。ただ、家族のケアによるところもかなり大きいと思いますので、そういう意味で、在宅レスパイト・就労等支援事業というのはとても重要なものだと思っています。たしか、看護師が派遣されて、その子どもたちの様子を見るということもあると思っています。

それで、さっきおっしゃっていた母数というところなんですが、およそどのくらいの子どもたちがいるのか、あるいはこの事業の対象になる方がどのくらいいらっしゃるのか、その辺というのは大体分かっていらっしゃるんでしょうか。

○宮外障害福祉課長 すみません、細かい数字は持ってきていないのですけれども、我々が考えている人數としては、30名弱だったかと思います。

○高瀬委員 分かりました。

本当に出産から、あるいは病院の通院が必要だったりということで、医療との連携も欠かせないと思いますし、そういう意味では、地域とも連携をしながら、しっかりと支援をする、あるいはこういった事業に結びつけていくということが必要だと思いますので、今、増えているということありますけども、ぜひともそこを進めていただきたいなと思いますので、改めて御答弁、一言頂戴したいと思います。

○宮外障害福祉課長 先ほども申しましたが、この事業については非常に重要なものというふうに認識をしてございます。引き続き、効果的な周知に努めてまいります。

○皆川委員長 それでは、116、117ページを終わりまして、118、119ページ。

○はぎの委員 私のほうからは、精神保健相談に要する経費のところで質疑させてください。事務報告書は264ページになります。

それで、こちらを見ますと、精神保健福祉相談のほうが、延べ人数でありますけれども、はらからの福祉社会にも御協力いただいて、委託されている部分も見ますと、相当な件数の御相談を受けて、対応していただいているということで、本当に心より感謝申し上げます。

そこで、2番の精神保健医療相談のほうで、毎週第3木曜日に行っていただいているということで、1日の定員が4人ということで伺っておりますけれども、令和6年度の開催は11回ということで、延べ人数が24人ということで記載をしていただいております。単純計算すると、44人まで対応可能なのかなというところでありますけれども、実際、こういった内容の相談というのは、繰り返し利用される方も多いのかなとかというところで、まず延べ人数で記載されておりますけれども、実際の利用者数としてはどのぐらいだったのか、その辺、確認をさせていただきたいと思います。

○宮外障害福祉課長 実利用者数というのは、すみません、ちょっと今、数字を持ってございません。

ただ、この事業についての性格としましては、病院に毎回かかっていくというようなものとは違いますので、どのように捉えたらいいか、受診をしたほうがいいかなどの御相談を主に受けていることが多くございますので、あまり繰り返して使われる方というのは多くないというふうに考えてございます。

○はぎの委員 分かりました。事業の性質も、今、御答弁いただいたので、私もそのように理解をしております。

実際に、市民からの相談に対して、こういった事業がありますということで私も御紹介をさせていただいたことがあります。そこで質疑させていただきたいのは、実際、1番を見ても、電話相談の割合が非常に高いというところであります。今回、2番の、この精神保健医療相談は、来所と訪問という、この

2項目で設定していただいていることがありますけれども、電話での相談希望であったりとか、その辺も検討はされているのかどうか、現状を確認させてください。

○宮外障害福祉課長 精神保健医療相談については、診断というわけではないですけれども、面接もしくは訪問の形で今後も続けていく予定でございます。

○はぎの委員 分かりました。

具体的に、今、そういった御答弁で理解はしているところなんんですけども、実際、電話でも、そういう精神科医の方に御相談をしたいという方はいるのではないかなどというふうなところも踏まえて、ぜひ電話での相談というのも御検討いただきたいなというふうに思うんですが、改めて、その辺について、いかがでしょうか。

○宮外障害福祉課長 電話での相談につきましては、現在のところは保健師が主に担ってございます。継続も保健師の支援として実施をしているものでございます。

その支援の中で、その方の状況をどういうふうに捉えたらよろしいかというような場合、御本人としても、どういうふうに考えればいいかという場合については、やはり電話では少し難しいのではないかと、現在、捉えているところでございます。ニーズに関しては承知をいたしました。

○はぎの委員 分かりました。私もそういったお声を直接いただいたわけではないんですが、一応、市の考え方というところで確認をさせていただいたところであります。

今後、直接そういった市民の方からの御要望等がもしあれば、改めて検討のほうをお願いできればというふうに思います。

○皆川委員長 118、119ページ。

○星委員 一番下の、子どもの発達センターつくしんぼの療育に要する経費について伺います。事務報告書は267ページであります、2番の相談支援事業というところを見ながら、幾つか質疑いたします。

まず、障害児支援事業計画ですが、いただいているお声としましては、計画をちゃんとつくってもらって、モニタリングを受けて、成長期なので、適した支援というのも受けて、子どもの成長を促していくないと、こうした声を私たちは聞いております。それでお聞きいたしますが、令和6年度は新規契約1件ということで、受入れを休止していたということが理由としてありますけれども、改めてこちら辺の状況、理由について伺います。

○前田子ども発達支援担当課長 事務報告書に記載の令和6年度新規契約数1件というところに関しまして、相談支援専門員につきましては3名分の予算を確保していたんですけども、この年に関しましては、1名で対応していました。このところで、159件を1名で対応する関係で、新規を受け入れられないような状況でしたので、このようになっています。

○星委員 モニタリング報告書作成件数は21件とあります、前年度は173件だったんですけども、これも同じ理由ということでおろしいでしょうか、確認です。

○前田子ども発達支援担当課長 そちらのほうも、今、申したとおり、相談支援専門員が1名で対応するということで、なるべく利用者に迷惑をかけないようにしました。計画作成のところはしっかりと対応しなければならないというところでありましたので、そちらを進めたため、このような数値になっています。

○星委員 計画作成のほうですね。その前年度も減っているんですが、1人で166件をこなされたという、こうした数字だということは理解いたしました。

それで、相談支援専門員が、このときは1人ということで、新規契約が1件にとどまっていて、モニタ

リングもなかなかできないという状況ですが、この間も、それぞれの相談を受けると思うんですけども、対応と、それからこの影響として起きたことをどのように把握しているのか、御説明をお願いしたいと思います。

○前田子ども発達支援担当課長 先ほども申し上げたとおり、一連の中で、相談支援専門員が1名で対応する中で、利用者に負担、御不便をおかけしないというところをまず前提に、モニタリングのほうも実施しながら、報告書を作成しないと費用を請求できないというふうになっておりますので、実施したんですけども、請求まで至っていないところで21件になっていますので、なるべく利用者に不便をかけない这样一个を進めてまいりました。

つくしんぼでも、実施した中では相談支援専門員のほうも精いっぱい対応しましたので、苦情等はいただいていないところです。

○星委員 つくしんぼ内はそのようにしたということで、新規のほうは受けられなかつたということがあります、それで令和6年度を経て、現在の状況、体制について教えてください。

○前田子ども発達支援担当課長 現在は、月額会計年度任用職員の相談支援専門員を3名配置しております。その中で、今までセルフプランでいた家庭に関しまして、つくしんぼに関わっていたケースは、まず、必ず誕生日月ごとにモニタリング、セルフプランを外していく。それから、障害福祉課と連携を取りながら、つくしんぼが中心となってセルフプランを外していくと、そのようなところで今、進めているところでございます。

○星委員 最後ですけども、セルフプランを外していくこと、そういう動きを強めていくということで、障害福祉課との連携も言われていましたが、具体的な課題としては、どういうことを捉えられて、今後進められていこうと考えているのか、そのあたりを最後にお聞きしたいと思います。

○前田子ども発達支援担当課長 これまで、つくしんぼが児童のところを中心に担ってきて、計画作成のほうを行っていますけれども、この計画作成というのは本当に大事なところだと思っています。そのところはしっかりと、つくしんぼが担いながら対応できるように、それから、障害福祉課と連携を取りながら、利用を希望する方に関しましては、その相談支援のところを必ず実施できるようにというふうに考えております。

○星委員 すいません。しっかりと対応することは分かったんですけど、具体的には、例えば相談支援専門員をもっと増やすとか、そういうことのようなお考え、人材確保に苦労されていたのであれですが、そのあたりも含めてなんでしょうか。具体的にお聞かせいただければと思います。

○前田子ども発達支援担当課長 先ほど申し上げたとおり、今まで1名だったところが3名体制になったところでございます。

まずは先ほど言ったセルフプランを外していくこと、それから要保護児童とか医療ケア、そういう困難なケースのところはつくしんぼが担っていくと。それで、先ほど申し上げたとおり、少しずつセルフプランを外していますけれども、あと新規のところも受け入れています。その状況によっては、人を増やす必要があるかどうか検討していく必要があるかなと思っています。

○皆川委員長 ほかに、このページで。

○高瀬委員 すごく簡単にお聞きしたいと思います。

障害者地域緑化推進事務事業に要する経費についてお伺いをいたします。事務報告書は263ページになります。

事務事業評価としては、事業縮小ということになっています。障害のある方の就労機会の拡大と工賃確保を目的として、緑の創出・保全事業を障害福祉サービス事業所に委託するという事業です。

それで、令和7年1月に庁舎が移転することになり、これまで旧庁舎のところで行っていたものが新庁舎のほうに変わったということです。それで、事務報告書には215.2平米で、委託料としては998万9,373円ということが示されています。平均工賃の額も書かれておりまして、これ以外にも、資材だったりとか、様々な経費が必要になってくるので、それらも含めた委託料だというふうに見ているところです。

それで、お聞きしておきたかったのは、この事業縮小というのは、よく読むと、現庁舎で開始したものについては契約管財課に事業を移管したことでの事業縮小ということでよろしいんですよね。今までやっていた事業と、旧庁舎から新庁舎に移って、基本的には大きくは変わっていないという認識でいいのか、その点をお聞きしたいと思います。

○宮外障害福祉課長 本事業でございますが、障害福祉課の所管の委託料というのは、御覧いただいているとおり減額をされています。ただ、新庁舎への移転に当たって、事業の規模、あとは面積的なものも含めて同等の形になるようにという調整を踏まえて、新庁舎分については契約管財課のほうに移管したという考え方になります。ですので、縮小ということですが、事業規模が縮小しているという認識はございません。

○高瀬委員 分かりました。事業そのものは縮小していないということで理解いたしました。ここに書かれているのは、要するに、この障害者地域緑化推進事務事業の一部が契約管財課に移ったので縮小という表現をしたということで理解します。

それで、今後に向けてなんですかとも、やはり重要な事業だということは、この事務報告書にも書かれておりまして、事業者の方がどれくらい対応できるかということもあるかと思うんですが、今後の進め方について、お考えがあつたらお聞きしておきたいと思います。

○宮外障害福祉課長 今、委員のおっしゃったとおり、受託をしていただく事業所のキャパシティというものもございます。そのあたりを踏まえながら、今後に向けては検討していきたいと思います。

○皆川委員長 よろしいですか。

118、119ページ、ほかにはございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 それでは、120、121ページ。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 122、123ページ。

○だて委員 保育所入所児委託に要する経費のところで簡単に伺います。個別説明票の187番です。

借上事業のところが見込みより少し減っているということで記載があるんですが、令和6年度の現状として、一時的な保育士不足というような状況が、どこの園もあったと。国分寺市のみならず、他市にもあったと思うんですが、保育士不足の現状というものが、まだ令和6年度、そして現状、まだあるのか。今、どういう状況か、教えていただきたいと思います。

○桑野保育幼稚園課長 保育士不足ですかでも、これは全国的な課題で、様々な取組を今、行っているところなんですが、今年1月のハローワーク立川の有効求人倍率を見ますと、保育士に関しては4倍を超える状況ですので、依然として保育士不足が解消されていないような指標も出てています。また、市内園の状況を確認しますと、やはり保育士の確保というところに苦慮しているというような声も聞いております。

○だて委員 4倍を超える求人倍率があるということあります。各園もいろいろ苦労されていらっしゃると思うんですけど、明確に当市内において、保育士が全然足りなくて、もう経営が、運営ができないという園はないかと思うんですが、その辺が幾つかあるというような認識でよろしいでしょうか。なかなか厳しい状況があるということなのか、その辺はどうでしょうか。

○桑野保育幼稚園課長 採用活動の部分において苦慮していて、ただ最終的に、紹介会社とかそういったところも使いながら、保育士の確保というところはできているような状況でして、そういう意味で、基本的には安定して運営していただいているという認識です。

○だて委員 紹介会社という御答弁もありました。ニュースでもいろいろな課題として、保育の質という部分においてどうかというところについても、一定課題として出ているというのは、当然、理解されているかと思っています。

ただ、今おっしゃったように、有効求人倍率の話もありましたが、なかなか厳しい状況がいまだ続いていると。当市はなかなかまだ厳しいはあるかもしれません、子どもの数的にも、一定ピークアウトしてきて少しずつ緩和されていくのかなというようには思っているんですが、その上で、国分寺市として、そういった各園が運営していくに際して、安定的にという言葉もありましたが、さらに安定性が増すように、保育士へのサポート、採用活動も含めて、いろいろやっていただいているのは存じておりますが、これからまた、助けとしての取組としてできることがあるのか、その辺はどうでしょうか。

○桑野保育幼稚園課長 人材確保のための取組として、これまで行ってきた国分寺市保育士等宿舎借上支援事業補助金ですか、あと保育士の職場定着のための国分寺市保育体制強化事業補助金、こういった各種補助金を継続して実施していくことと併せて、今年度は保育士の養成学校を運営する学校法人三幸学園と地域活性化包括連携協定を締結させていただいて、保育士を目指す学生の方々を、市内の保育園で職場体験ですか実習生として受け入れたり、あと学校でも様々なイベントに各園のほうが参加して園をPRしたりとか、そういった取組を今年度からスタートさせております。このあたりについては、国分寺私立保育園園長会と連携を図りながら、取組についてさらに強化していきたいというふうに考えております。

○皆川委員長 ほかに、よろしいですか。

○松岡委員 親子ひろば事業に要する経費のところで伺います。事務報告書が276ページ、277ページです。

令和6年度における大きな事業として、令和7年3月までに泉町親子ひろばを廃止し、中部地区拠点親子ひろばを開始したと、こども家庭センターの中にある親子ひろばを開始したことになりました。昨年度、その移行期にあったということですけれども、利用者の方にどのように周知をされていたのか、泉町親子ひろばがなくなったことで、混乱などはあったのか、なかつたのか、そういったことについて把握されていることを教えてください。

○坂本子育て相談室長 西部地区拠点親子ひろばの運営の変更、そして泉町親子ひろばの廃止、それに伴う中部地区拠点親子ひろば事業の開設につきまして、西部地区拠点親子ひろばにつきましては2月下旬、泉町親子ひろばにつきましては3月上旬に、ひろばの中にチラシなどを掲示して周知をしておりました。

○松岡委員 分かりました。利用者の方は混乱することなく利用できていたのかどうかも、把握されれば教えていただけますでしょうか。

○坂本子育て相談室長 混乱したというお声は直接には届いてはいないんですけども、例えば、泉町親子ひろばであれば、4月以降に前の実施場所のほうに行かれた方も数名いらっしゃったというふうなことを聞いております。ただ、大きな混乱があったということは把握してございません。

○松岡委員 大きな混乱はなかったということでしたけれども、幼い子を連れて親子ひろばに行くというのもなかなか大変なことでありますので、今後もあるようであれば、丁寧に周知していただきたいと思います。

今回、地区拠点親子ひろばが3か所ということになりましたけれども、親子ひろばに関して、改めて拠点を設けて事業を展開するということについて、その意義について、少し教えていただきたいと思います。

○坂本子育て相談室長 親子ひろばにつきましては、市内を3つのエリアに分けて、3つの地区拠点親子ひろばを現在、実施してございます。

地区拠点親子ひろば事業という事業内容でございますけれども、通常の親子ひろば事業に加えまして、各エリアの親子ひろば間の情報交換、職員同士の意見交換の場の提供や、研修の実施などを行っております。また、地区拠点親子ひろばには子育て応援パートナー事業、こちらの職員も配置してございます。

現在、親子ひろばでは、計12か所の親子ひろばが集まる親子ひろば会議というのを毎月実施しております。その中で情報交換や意見交換なども行い、親子ひろばの質の維持、向上を図っております。

○松岡委員 分かりました。

そのエリアにある親子ひろばの方たちで情報交換していくということは、やはり地域性もあると思うので大事かなと思います。引き続き、時には個別への対応なんかもあるかと思うので、共有などしていただきたいと思います。

先ほど、西部地区拠点親子ひろばに関しても少し御答弁をいただいたところですけれども、こちら、今年度から委託事業者がひかりひろばとしてスタートしたと思います。これも令和6年度以前に子ども家庭支援センターで開催されていたものが移行したということで、こちらについては名称が、ぶんちっちといって親しまれていたものが、今年度からひかりひろばというふうになりました。そういった中で、愛称として地域の方に親しまれていたものが急に変わって、ちょっとびっくりしたであったり、少し寂しくなったといった声を複数お聞きしたので、そういったことに関してや、事業者が替わったことでスタッフが入れ替わったということもありますし、この西部地区拠点親子ひろばに関しても、周知は先ほどチラシで掲示ということがありましたが、利用者の方にとって大事な要素でありますので、もう少し丁寧に周知していただけたらよかったです。今は思っているんですけども、このあたりはいかがでしょうか。

○坂本子育て相談室長 名称の変更について、今、委員からお話がありましたような利用者の方からの声というのは、しっかりと受け止めさせていただき、今後の周知の参考にさせていただければと思っております。

愛称に関しては、親子ひろば事業につきましては、受託事業者のほうに名称を考えてもらい、その名称を使って、その事業を発展させ、より熱意を持ってやっていただく、そういったことまで踏まえて、事業者の方に愛称について決めていただいているような形になります。

今後、そういった名称変更があったときの周知などにつきましては、今の御意見を参考にして考えてまいりたいと思います。

○松岡委員 分かりました。市民参加という部分にもなると思うので、ぜひよろしくお願ひいたします。

令和8年度からは、場所もひかりプラザのほうへ移転が予定されていますので、こちらについても、利用者であったり、近隣の市民の方へ周知を丁寧にお願いしたいと思います。

○皆川委員長 休憩後に122、123ページから始めたいと思います。

では、午後1時半まで休憩といたします。

午後 0 時00分休憩

午後 1 時31分再開

○皆川委員長 それでは、休憩を閉じまして、委員会を再開いたします。

午前中も申し上げましたが、時間としては午後 5 時をめどに、一般会計を終了したいというふうに思っております。なお、質疑、また答弁におきましては、どうぞ簡潔にしていただきますよう、重ねてお願ひを申し上げます。

では、122、123ページということで、何人か手が挙がっておりました。改めて挙手をお願いいたします。

○はぎの委員 私のほうから簡潔に、児童手当支給に要する経費のところで確認をさせてください。事務報告書は275ページになります。そして個別説明票は通し番号178、179になります。

今回、児童手当の制度が変わったということで、令和 6 年 10 月から所得制限も撤廃となりまして、また支給の対象者も高校生年代まで拡大し、そして支給時期も年 3 回から年 6 回ですか、偶数月の支給ということで、そして支給額も第 3 子以降が 1 万 5,000 円から 3 万円ということで、かなり大きな改正となつたわけでありますけれども、今回、この支給実績も見させていただいているんですが、個別説明票を見ますと、通し番号 179 のところでは執行率 93.8% ということで、その理由としまして「過去の実績や人口・受給者の伸び率等により制度拡大に伴う新規、増額分も含め勘案し積算したが、想定より受給者数が伸びなかつたため」というような記載もございます。

私のほうで分からなかつたところとして確認したかったのは、今回、これだけの改正ですので、かなり対象者が増えていくところで、当然、新たに支給対象となる所得制限に引っかかっていた方と、あとは高校生年代の子がいらっしゃる方を抜いた数で、これまで受給された方と比べて、そこは増えたのかどうか。いわゆる新規対象ではない方の増えた分はどのぐらいだったのかというか、詳しい数字は難しいと思うんですけども、その辺を確認させてください。

○山元子ども子育て支援課長 こちらの児童手当の制度改正に伴いまして、まず増えた受給世帯数でございますが、こちらは事務報告書にも 毎年度 2 月末現在の受給世帯数を載せておりますが、大体 3,000 世帯から 3,400 世帯に増えております。 (※32ページに訂正発言あり)

質疑の意図として、必要な人全てにきちんと行き渡っているかということの確認ということでございましたら、まず、こちらの制度改正につきましては、受給者全体へ案内文の送付を行いました。その後、個別の申請勧奨、さらにその後、申請の再勧奨というものを行っておりまして、最大で計 3 回、個別の通知を行っております。その他、市報、ホームページでも周知を行っておりますので、その上で申請がない方につきましては、やはり住所地からの支給対象外となる公務員世帯の方か、もしくは申請の意思がない方であって、必要な方には全て申請をいただいていると考えております。

○はぎの委員 分かりました。かなり丁寧に、そういった形で、煩雑な事務になったと思いますけれども、御努力していただいたということで確認をさせていただきました。

さらに一点だけ、増額手続が必要な場合の、別居している高校生世代のお子さんがいる場合、算定児童として登録されていない方へのそういった通知も当然行っていると思うんですけども、その対象の方の支給実績というのは、何か著しく下がったようなこととか、そういうのはあったんでしょうか。もし数字として分かれば確認させてください。

○山元子ども子育て支援課長 すいません。そこについては、統計というのを取っておりません。

○はぎの委員 分かりました。

気になるのは、もしかすると、そのところが非常に手薄というか、もしかしたら行き届いていない、なかなかこの保護者の方も、ちょっと気づけなかった部分があったとしたらということで質疑させていただいたんですが、様々行っていただいているという状況もありますので、今後も続していく制度だと思いますので、引き続きの御尽力をお願い申し上げまして、終わりたいと思います。

○皆川委員長 ほかに。

○中山委員 子育て推進に要する経費のところでお聞きします。事務報告書は277ページの下から次のページにかけてです。

子どもの居場所づくりに関連してお聞きしたいと思います。資料を作成いただき、ありがとうございます。資料第17号を出していただきました。子ども食堂への補助について、多摩26市の実施状況を出していただきまして、ありがとうございます。以前にこれを求めた際に、課長からは、他市の補助が少しづつ増えているような感じを受けているといったような答弁でしたので、改めて確認をさせていただきました。徐々に増えて、今では実施していないほうが少数になっているという状況を確認いたしました。

国分寺市においても、子どもの居場所については、一覧表をホームページで出しているわけなんですねども、それも確認しましたが、13か所、居場所として団体名が出されていまして、そのうち10か所が子ども食堂に取り組まれているという状況です。

また、これも以前、答弁で確認しましたけども、事務報告書にある国分寺市居場所づくり関係者懇談会で御意見をお聴きしていきたいということでしたが、令和6年度、子ども食堂について、何か懇談会で出された意見等がありましたら教えていただけますでしょうか。

○千葉子ども若者計画課長 この懇談会の中で一番多かったのが、情報発信というものが多くて、今、ホームページのほうに、昨年度、懇談会の中で作ったマップを掲載させていただいているところなんですが、その更新について、何とかならないかというような御意見がございまして、その点につきましては今年度、市のほうでマップの費用を計上して、年末までに何とか配布できるように、今、進めているところでございます。

○中山委員 分かりました。そうすると、この子ども食堂についてのということではなく、これは居場所づくりの会議ですので、様々、総合的な居場所について話し合う場所だということで、今、答弁があつたことは確認をしましたけども、そうはいっても、この13団体中10団体が子ども食堂に取り組まれていて、この物価高の中で、各団体、苦慮されているのではないかと思うわけです。東京都なんかも、この子ども食堂を含めた居場所づくりには力を入れていて、特にこの子どもの居場所づくりのスタートアップみたいなものをどういうふうに始めるのかみたいな、そういう情報提供も東京都がされている中で、東京都の補助もあって、こうやって各自治体で、子ども食堂への補助がこれだけ広がっている中で、この間、なかなか進んでいないんですけども、しかし、そろそろ、これはやはり国分寺市でもやるべきじゃないかと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

○千葉子ども若者計画課長 子ども食堂というよりは、今は子どもの居場所を考えていく時期かなというふうに考えております。その中に子ども食堂がどのような位置づけで入ってくるかということは、状況を見ながら確認をしているところでございます。

また、市内の子ども食堂と今、おっしゃってはいたんですが、全てが子どもだけを対象としている、大人や、その他の高齢者なども対象に入っている食堂も多くございまして、子ども食堂の対象というのも、

やはりこれからどういった場所にどのような形で設置をするのかというのは検討していく必要があるかなというふうに思います。

○中山委員 各自治体でこれだけ補助を出しているわけすけども、今言った状況というのは、私、調べているわけじゃないんですけど、各自治体、同じような状況もあるのかなと思うんです。要は子どもだけではない、保護者も対象にした、そういう食堂も含めてあるのではないかと思うんですが。

ちなみに東京都は、2分の1の費用補助を出しているわけすけども、東京都の補助は子どもだけを対象にしたものということなんでしょうか。

○千葉子ども若者計画課長 対象者の中に子どもが入っている団体に、例えば月に何回以上の規定がございまして、その対象の範囲内で補助金が出る仕組みとなってございます。

○中山委員 そのほか、制限があるにしても、子どもだけではないということですね。子どもが含まれていればという答弁だったと思います。

子どもの居場所を見ても、先ほど13団体と言いましたけども、食堂だけやっている団体も3つあるわけですよね。そういうこともいろいろ考えると、やっぱり支えるという点が大事だと思うんです。おっしゃるとおり、子どもの居場所はここだけではないというのは私も分かりますし、様々な居場所が必要だと思うんですけども、その中で、こうやって懸命に子ども食堂に取り組まれている、この物価高、いろいろ食料品も値上がりをしている中で取り組まれていて、そこへ自治体として、どういうふうに支援していくかということが問われているところだと思いますので、引き続き、私は実施する方向で検討をお願いしたいと思います。

この子どもの居場所に係って、もう一点、よろしいでしょうか。

○皆川委員長 はい。続けてください。

○中山委員 ありがとうございます。資料第16号も出していただきました。これは市内の保育園で午前7時台に登園している児童がどのくらいいるかという数字を出していただきました。

本当は全園と思ったんですけど、ちょっとそれは大変だということで、公立の保育園3園に絞った資料にしましたけども、恋ヶ窪保育園、ひかり保育園は、比較的、駅からちょっと離れている保育園のほうで人数が多くなっているのかなと思うんですが、これは午前7時台という請求をしましたけども、午前7時半までに登園している、午前7時半から8時までに登園している、それぞれどのくらいの割合でいるか教えていただけますか。

○桑野保育幼稚園課長 こちら、午前7時台に登園しているゼロ歳から5歳までの児童数になります。7時半までの登園の割合としては、およそ50%なので、半々というような状況です。

○中山委員 ありがとうございます。先ほどの答弁から、そこと、この事務報告書のこの懇談会で、こういう問題には触れていないと思うんですけども、この間、一般質問等々で求めているもので、これで終わりますけども、このニーズがやはり一定あるのかなと。ただ、また年齢、クラスごとに見ないと、正確なニーズというか、分からぬところもあるのかなと思うんですが、ぜひ、来年に向けて頑張っていただきたいと思います。

○皆川委員長 ほかに質疑のある方。

○小坂委員 子ども家庭支援センター事業に要する経費のところでお伺いをしたいと思います。

ここ数年の事務報告書を見ますと、相談件数、また相談件数の新規受理件数を見ますと、虐待あるいは総相談件数ともに減少傾向が見られます。継続的な支援も要保護児童対策地域協議会の個別ケース会議も

52件、42件、33件と減ってきていますが、こうした状況について、御担当としてどのように見ているか、数字としては減ってきてはいるが、複雑化・深刻化しているなど、見えてきているところを共有いただければと思います。

○坂本子育て相談室長 子ども家庭支援センターの新規受理件数を含めて、相談の件数等々、減少してございます。こちらについては、その状況について、具体的に何が要因かというのを分析するのは、なかなか難しい状況でございます。

ただ一定、担当するケースによって複合的な課題があり、複雑化しているケースもございます。そちらにつきましては、これまでもそうでしたけれども、丁寧な、必要な支援を現在も行っておりますし、今後も継続して対応してまいりたいと考えております。

○小坂委員 午前中も質疑させていただきましたけれども、重層的支援体制、様々な関連部署との連携を、引き続きお願いしておきたいと思います。

ここの中で、国分寺子ども・子育て支援円卓会議についてお伺いをいたします。

こちらも令和5年度と比べ、参加者数、回数も減少となっています。国分寺子育て支援事業者連絡協議会の方からは、形を変えて、今後実施していくといったようなことをお聞きしたりもしているんですが、現在の状況について確認させてください。

○坂本子育て相談室長 昨年の円卓会議の回数が減少した理由といたしましては、7月、2月に、子育て応援パートナー事業のほうで地区連絡会を開催したことがありまして、参加団体が同様だということなので、団体の負担を軽減するために、地区連絡会のある月は実施しないということで、回数を減らした状況でございます。

こちらの円卓会議なんですけれども、こちらはこれまで、国分寺市子育て支援事業者連絡会と共同で実施してきました。昨年度、子育て事業者連絡協議会から、この共同実施について、令和6年度で終了したい旨の申入れがございました。

内容としましては、地域の子育て支援のネットワーク整備に関する体制が現在はもう整ってきたということで、発展的な解消ということで、令和6年度で共同での実施を終了する旨の申入れがありまして、市としても、これを承諾した経緯がございます。

これまで子育て支援事業者連絡協議会と共同で実施しておりました、例えば、市報折り込みのこっこっこだよりでございますとか、こっこっこ月間、こういったものは継続していきますし、子育て応援パートナー事業の地区連絡会を2回開催しておりますが、全体会として1回開催する形になります。これが先ほど委員からお話がありました、形を変えてという部分に相当するのかなというふうに考えております。

○小坂委員 様々状況が変わる中、整理をしていただいて、発展的解消ということで、円卓会議は一定役割を終えて終了ということを確認させていただきました。

地域を回っておりますと、様々、子育て関係の方々が、きめ細やかにネットワークを組んで情報共有していただいている様子は日々感じておりますので、引き続き、市としても連携を取っていっていただきたいと思います。

もう一点、簡単にお伺いしたいのが、今回の事務報告書には掲載が見られなかった、小学生から18歳までの居場所「たまりばっ！！」についてです。令和5年度までは掲載がありましたが、令和6年度の事務報告書には見当たりませんでした。令和4年度の事務報告書によりますと、利用者数は101名、市内の西側の、高校生まで使える貴重な居場所になっていたのではないかなというふうに考えているんですけど

も、令和6年度の事務報告書に記載がなかった理由と、現在の子どもたちの利用状況、また来年度、先ほども質疑がありましたけれども、親子ひろばがひかりプラザに移設となります。その後の「たまりばっ！！」がどうなるのか、お伺いをいたします。

○坂本子育て相談室長 今、3点、御質疑いただきました。

まず、事務報告書に掲載しなかったというところでございますけれども、これまで活動場所の提供という位置づけで掲載してきたんですが、事業的な位置づけではない部分がございましたので、今回、項目をちょっと整理して、掲載をしなかったというところでございます。

なお、昨年の利用実績でございますけども、延べ利用者数として341人利用がございました。

今後、西部地区拠点親子ひろば事業がひかりプラザのほうに移転する関係で、この「たまりばっ！！」の方向性について検討してきましたけれども、「たまりばっ！！」におきましては、この活動場所の提供は今年度末をもって終了する予定となっております。こちらにつきましては、隣接する児童館や公民館、こういった関係課ともヒアリングをして、児童館や公民館の利用状況も踏まえまして、隣接する施設のほうで利用者のほうの受入れが可能だということも確認しました。そういったことも踏まえまして、今年度末をもって「たまりばっ！！」を終了する予定でございます。

○小坂委員 先ほど341名とありましたけれども、現在の利用者の年齢層など、見えているところを教えてください。

○坂本子育て相談室長 まず、令和6年度の利用状況なんですけど、小学校高学年のお子さんが、特にグループになって利用されていることが多いです。1回当たりの利用人数なんんですけども、3人から4人ぐらいで利用されることが多いです。そちらにつきましては、令和7年度も状況が変わらないところでございまして、昨年小学6年生だったお子さんが、今年中学生になって利用されているということも、委託事業者から聞いてございます。

○小坂委員 現在も近くに児童館があるような立地の中で、あえて「たまりばっ！！」を気に入って利用している子どもたちがいるということが、今の御答弁から分かりました。今回、そうした場が今年度末でなくなってしまうことは大変残念に思います。小学校高学年から中高生の居場所についてはこれまで求めてきたところですが、今後のひかりプラザの利活用、また、特に西側地域の中高生の居場所について、引き続き検討をお願いしたいと思いますので、御見解をお伺いします。

○石丸子ども家庭部長 中高生の居場所づくりにつきましては、現在、児童館でも積極的に行っており、利用者数も伸びているところでございます。現在利用している方には丁寧な説明をしてまいりますし、子どもの居場所という意味では今後も進めていかなければならないと考えておりますので、子育て相談室だけではなく、ほかの部署とも連携、相談しながら進めてまいりたいと考えます。

○小坂委員 ゼヒお願いします。児童館の夜間の利用も以前視察させていただきましたが、職員の方々が丁寧に中高生に接していただいていること、またニーズもヒアリングしながら事業を広げていただきていることは確認しておりますので、ゼヒ今後、広げていただきますようお願いしまして、終わります。

○皆川委員長 ほかに122、123ページ。

○山元子ども子育て支援課長 児童手当支給に要する経費のところで、すみません、先ほどの私の答弁の中で数字の間違いがございましたので、発言の訂正のお取り計らいをお願いいたします。

事務報告書に、毎年2月末現在の受給世帯数を載せていると説明いたしましたが、正しくは受給者数を載せておりまして、そちらが令和5年度には8,086人であったものが令和7年度には1万1,126人に増えて

おりまして、およそ3,000人強増えたというのが正しい説明となります。申し訳ございません。

○皆川委員長 訂正を認めます。

では、改めて122、123ページで、ほかにございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 124、125ページ。

○鳥居委員 一点、簡単に確認させていただきたいと思います。ひとり親家庭自立支援給付金等に要する経費のところです。事務報告書は299ページです。

昨年度の支給人数が2人で、その前の年が5人ということで事務報告書に出ているんですけれども、周知に関して、必要としている個人へダイレクトに周知がされているのか、市報などでは周知をしていると思うんですが、そのほかの方法で周知されているのかをお聞きしたいと思います。

○伊東生活福祉課長 周知につきましては、今おっしゃったとおり市報、ホームページにも掲載しております。また、別なところでは子ども家庭部と連携を図りまして、児童扶養手当の現況届の御案内のときに本事業の説明チラシを同封しております。そこで提出があった際には、こちらの事業の利用者に対しての相談を実施しているというところでございまして、さらには、現在作成しております「母子家庭・父子家庭のためのひとり親家庭のしおり」を活用して周知をしているという状況でございます。

○鳥居委員 ありがとうございます。お聞きすると、本当に必要な方に届くようにという配慮で、ダイレクトに伝わるようになっていると評価できるところです。希望者がいなければ通らないものなんですが、経済的自立への効果が非常に高く期待できるものですので勧めていただきたいんですけど、少しハードルが高いと感じるような事業なのでしょうか。国の制度なのですが教えていただければと思います。

○伊東生活福祉課長 こちらは国の制度に基づいて実施しているという状況でございまして、母子家庭・父子家庭ということで、ひとり親家庭の方が子育てあるいは就労しながら資格を取るために受講するということが前提となりますので、時間的な厳しさもあると聞いております。ですので、私どもといたしましては必要な方に支援が届くように広報、周知を図っていきたいと思います。

○鳥居委員 時間的制約がある中で少し難しいのではというハードル感をお聞きしました。実は私、ひとり親だったとき、20年前にこの制度を国分寺市で利用させていただきまして、資格を取らせていただいたんです。その後、市内で起業して今に至るというところなんですが、本当に経済的自立という面では効果が高いと期待できる事業でありますので、この先もできる限り分かりやすく周知を進めていただければと思います。

○皆川委員長 ほかに。

○寺嶋委員 今の部分の関連で質疑させてください。実際にどれぐらい周知されているのかを私も知りたいなと思ったので、実際にこれに関して相談などがあった件数としては2人よりも多かったのか、確認させてください。

○伊東生活福祉課長 実際、実績よりは、もちろん母子家庭・父子家庭のひとり親の相談も含めて、一定以上の相談をいただいているという状況でございます。

○寺嶋委員 状況に関して承知いたしました。相談自体は来ているということは周知がある程度されているということなので、鳥居委員がおっしゃったように、よりこの制度が使われるようになっていただきたいなと思います。どうしてもそここの金額が発生しているものなのでハードルは高いのかもなと思いますが、実際にこちらの制度を使えなかったとしても、ぜひともほかの制度などでサポートしていただける

ように、こちらは要望として述べさせていただいて終わります。答弁は求めません。

○松岡委員 一時保育事業助成に要する経費のところで伺います。個別説明票は18ページの193番、それから事務報告書は292ページです。個別説明票には、幼稚園型一時預かり事業の利用実績が見込みより少なかったとありますと、事務報告書には、幼稚園型には市内と市外の両方あるということで書かれてありますが、どのような見込みをされてこのような状況になったのかというところを少し説明していただけますでしょうか。

○桑野保育幼稚園課長 こちらの幼稚園型一時預かり事業につきましては、幼稚園において教育時間部分の前後、それから夏休み等の長期休暇中に在園児を対象に一時預かりを行うものでございます。延べ利用人数実績としては令和5年度と比べて増加しているんですが、当初予算の編成時において、少し利用の見込があるのかなというところで見込んだ結果、執行率がこのように一定低く出てしまったというような状況です。

○松岡委員 令和5年度の事務報告書と比較しているんですけれども、施設数と延べ利用人数はともに増加しておりますと、特に余裕活用型（認可保育所）は令和5年度はゼロ人だったのが126人となっておりまして、拡充に向けて取組をしていただいているということが伝わってくるところです。

一方では、総額を見てみると、令和5年度が4,706万6,495円だったのに対して、令和6年度は利用人数、施設数は増えているんですけれども、4,671万100円となっておりました。利用者の個々の時間などに変化があるのかなと思うんですけれども、その点について、市が傾向としてつかんでいるところの見解を教えていただけますでしょうか。

○桑野保育幼稚園課長 幼稚園型の一時預かり事業については、就労のために利用するケースが多いんですが、一月当たりの利用日数とか、1回当たりの利用時間数といったところで、利用の仕方も全体的に多様化している傾向にあるのかなと捉えております。昨年度については補助単価の高い定期的な利用よりも、スポット的な利用が比較的多かったというところで、このような実績になっているところでございます。

○松岡委員 分かりました。多様化しているというところと、あとスポット的に利用されているところが多かったとお伺いしまして、利用者としても、今までだと働いているから預けたいというニーズが多かつたのに対して、休憩だったり、就労以外の自分の用事でも利用できるんだというところが浸透してきているのかもしれませんと思いました。今年度からは未就園児の定期的な預かりという事業がスタートしておりますし、来年度からは、今回、議案でも出てきているような制度も始まるという予定で、子どもの育ちの場として選択肢が増えるということはいいことだと思います。一方では、利用者側として自分はどれが使えるのかとか、どれが適しているのかというところは混乱することもあると思うので、このような中で制度について丁寧に周知していただきたいと思うんですけど、この周知などに対する取組について、何かありましたら教えてください。

○桑野保育幼稚園課長 委員のおっしゃるとおり、必要な方に必要なサービスが届くように、様々な媒体を活用して情報を周知していくというところが大切だと考えております。様々な保育サービスの情報につきまして、母子手帳アプリ「母子モ」を活用したりして情報を適時提供するとともに、市内の子ども施設を巡回している子育て応援パートナーの連絡会に保育コンシェルジュが参加いたしまして、新しい取組について事業の説明をさせていただいたりしておりますと、横のつながりといったところも意識して連携を深めているところです。この点については、引き続き取組を行っていきたいと考えております。

○松岡委員 分かりました。様々工夫していただいているということですので、ぜひ今後も続けていただ

きたいと思います。一時保育に関して予約が取りづらいということは前々からあるとは思うんですけども、市として拡充していただけるというところで見させていただいているので、こちらについてもどうぞよろしくお願ひいたします。

○皆川委員長 ほかに124、125ページ。

○高野委員 市立保育園の保育に要する経費のところでお伺いしたいと思います。事務報告書は304ページです。

医療的ケア児につきまして、入れる保育所がなかなか見つからないというような御相談を受けました。その件については、年度途中ということでなかなか難しい状況と承知はしているんですけども、その中で、看護師がいる保育所は人気でなかなか入れないと、看護師がいても1人体制だと産休などがあると受入れができなくなってしまうので、2人体制にしてもらえないだろうかという御相談、御要望を受けました。

そこでお伺いしたいんですけども、医療的ケア児を受け入れている公立保育園は何園ありますでしょうか。

○桑野保育幼稚園課長 令和6年度につきましては公立保育園2園の計2名で、今年度については公立保育園3園で計5名の受け入れを行っております。

○高野委員 ありがとうございます。3園ということですね。そこでは看護師が常駐あるいは訪問看護等でも対応しているということで、うなずいていらっしゃるので、そういう状況であります。そのうち看護師が2人以上いる施設というのは何施設ありますでしょうか。

○桑野保育幼稚園課長 公立保育園については医療的ケア児を受け入れていますので看護師を複数配置しておりますが、私立保育園につきましては、看護師を複数名配置している園は今のところございません。

○高野委員 分かりました。公立は複数名配置ということなんですね、ありがとうございます。私立は少ないということなんですかね。そうしたら、看護師の配置を増やす市の取組状況について確認させてください。

○皆川委員長 令和6年度と現在ということでよろしいですね。

○桑野保育幼稚園課長 先ほど御答弁申し上げた公立保育園の看護師の配置については、全体の看護師としては1名で、医療的ケア児を受け入れるに当たって必要な看護師ということでプラスアルファで配置しているような状況です。今後になるんですけども、やはり医療的ケア児といつても様々な医療的ケアの内容がございますし、医療的ケアの部分で看護師の配置のところだけではなく、保育の部分も含めて全体的にどういう態勢で園で受け入れをしていくのか、安全・安心の確保が大前提になってきますので、その上で、今、公立園で受け入れを行っておりますが、私立保育園についてもお声がけをしておりまして、来年度から1園、医療的ケア児の受け入れが体制的に可能ということでお話をいただきまして、調整して、公立3園と私立1園の計4園で受け入れを行っていくというような予定になっております。

○高野委員 ありがとうございます。ぜひそういったニーズにも対応して取り組んでいただければと思います。よろしくお願ひします。終わります。

○皆川委員長 ほかに124、125ページ。

○小坂委員 基幹型保育所システムに要する経費のところでお伺いしたいと思います。事務報告書は293ページになります。

市内全域の保育サービスの向上に寄与する重要な事業だと理解しております。令和6年度の事務報告書の研修内容を見ますと、実績のある有識者の先生方をお招きして、大変充実した研修をしていただいている

ると評価させていただいておりますが、参加者が少ない講座もあるように思いました。御担当として、研修の内容、実施方法、周知などで工夫している点についてお示しください。

○桑野保育幼稚園課長 基幹型保育所システム事業については、保育の質を維持、そして向上していく上で非常に重要な事業と捉えております。スポット研修の中で参加人数が少なかったものもあるんですけども、この研修につきましては「保育の質を高める巡回指導はどうあるべきか～不適切保育から考える」というテーマの研修なんですけども、こちらはこの事業を担当する公立3園の担当職員であったり行政職員を対象にしたコンサルテーション的な位置づけの研修でございまして、不適切な保育について、特別な園で発生してしまうものではなくて、どの園でも起こる可能性があるものであって、お子さんの最善の利益の尊重という考え方をいかに現場の保育士一人一人に浸透させていくか、そういった取組が必要で、この基幹型保育所の事業が様々な取組を行う中で、一人一人の保育士の方の新たな気づきや、振り返るきっかけとしてもらえるように効果的に事業を運営していくことが大事というようなお話をいただいております。こういった点を踏まえまして、たとえば巡回相談事業、こちらにつきましては年2回、専門の臨床心理士の先生に各園を回っていただきて、保育の様子を見たり、カンファレンスをしながら、現場に寄り添った相談支援を行っています。

また、お願いしている心理相談員の方にスポット研修にも御登壇いただきて、発達支援に関する研修を行っていただいたり、現場の様子を知っている方にも研修に御登壇いただきて、各取組を連携して、より効果的に実施されるような形で工夫しながらこの事業を行っております。引き続き国分寺市の保育の質が担保されるように取組を行っていきたいと考えております。

○小坂委員 丁寧な御説明ありがとうございました。市全体として保育の質の向上を丁寧にしていただいていることと思います。今の御答弁の中で心理士の方の巡回相談についても触れていただきましたけれども、こちらの事業は令和5年度から業務委託になっておりまして、市の直営のときよりも回数も42回から95回、102回と、倍以上、上回っていただいているように思います。評価については今、お伺いしましたので確認させていただきました。ぜひ今後とも専門家、また有識者と連携を取りながら、全域の保育の質の向上をお願いしておきたいと思います。終わります。

○皆川委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 それでは、126、127ページ。

○松岡委員 簡単にお伺いします。学童保育所の保育に要する経費のところで伺います。個別説明票は203番、それから事務報告書は309ページになります。

個別説明票の中に「予算作成時の見込み人数よりも実際に入所した障害児数や登所日数が少なかったことにより、加配職員の配置も少なくなった」とありますが、全国的にもそうですし、国分寺市内でも障害のある子どもたちは増加していると思いますが、学童保育所へ通う子どもたちが減っているということだと思います。子どもたちが放課後をどこで過ごしているのかなどについて、市の見解をお伺いしたいと思います。

○山元子ども子育て支援課長 障害児枠の児童に対する加配職員の配置に係る予算は、児童の安全確保の観点から、児童の登所日数、利用時間等について最大を見込んで予算計上しております。としたところ、障害児枠の児童の多くは、同年代の児童と放課後を過ごす時間と、療育の機会の両方を確保するという観点から、学童保育所と放課後等デイサービスを併用されている実情があり、利用日数や利用時間が少なく

なる傾向がございます。その差というのがこの予算の残につながっていると考えております。

○松岡委員 分かりました。デイサービスと学童を両方使われているということと、予算としては最大限取っていただいているというところを理解しました。事務報告書の310ページの4番、障害児保育のところに登録児童数とありますが、こちらは中学生の方も含まれているのかお伺いします。

○山元子ども子育て支援課長 こちらは中学生を含む数字となっております。

○松岡委員 分かりました。中学生と小学生含めてこれだけの方が通わっていたということです。学童保育所というのはインクルーシブな教育・保育環境としても重要な場所だと認識しているところです。障害のある子どもたちは一人一人特性が大きく異なっていると思いまして、子どもたちにとって学童保育所というのは安心でき、落ち着いて過ごせる居場所としての役割が大きいと思います。個々に応じてきめ細かに対応してくださっていると思いますので、とても感謝しています。そして、児童もそうですし、生徒、小学生、中学生の卒所した後の居場所についても、相談などがある場合には柔軟に対応していただきたいと思いますが、そちらについて一言だけお願ひいたします。

○山元子ども子育て支援課長 小学3年生で学童保育所を卒所された後、また中学生で学童保育所を卒所された後というのは、学童保育所には通うことができなくなってしまって、児童館には18歳になるまでは通っていただくことができます。なので、卒所後につきましても、ぜひ積極的に児童館に遊びに来ていただきたいと思いますし、実際にそのように来てくださっている児童・生徒も数多くいらっしゃいます。

○松岡委員 児童館のほうに遊びに行くということを促しながらということだと思いました。様々な居場所があることが大事かなと思いますので、それについてはまた今後も見ていきたいと思います。

○小坂委員 今のところに関連して簡単にお伺いしたいと思います。個別説明票の204番になります。

学童保育所の職員の方の放課後児童支援員等処遇改善補助金の執行率が約6割で、見込みよりも実績は500人少なかったようです。このような数字になった要因について、どのように分析されておりますでしょうか。

○山元子ども子育て支援課長 こちらにつきましては、先ほどの答弁と同じように障害児枠のお子様に対する加配職員の出勤時間や日数といったものが、利用時間、登所日数が見込みよりも少なかったことに伴って同じようにこちらも減ってまいりますので、そちらによる差と認識しております。

○小坂委員 加配の見込みの違いが500人分、約4割あったというようなことに聞こえたんですけれども、もう一度お願いしてよろしいですか。

○山元子ども子育て支援課長 常勤職員の人数というのは協定書に基づいて職員を配置いただいておりますので、こちらの見込みが大きくずれるということはございません。こちらは障害児枠のお子様に対する専任加配職員の配置に関するところが、延べにするとかなり大きくずれてくるというところでございます。

○皆川委員長 小坂委員、よろしいですか。（「はい」と発言する者あり）

ほかはよろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○皆川委員長 では、128、129ページ。

（「なし」と発言する者あり）

○皆川委員長 では、130、131ページ。

○高野委員 生活保護扶助に要する経費のところでお伺いいたします。事務報告書でいきますと317ページになります。

いのちのとりで裁判というのがこの前ございまして、生活保護基準の引下げに対する訴訟でありまして、原告側の勝訴確定を受けてということで質疑いたします。2025年6月27日に、新聞等で大きく報道されていますので御存じの方もいらっしゃるかと思いますが、平成25年から平成27年に生活保護費が平均6.5%から最大10%カットされたことは違法と、最高裁判所で判決がございました。これに対して国の対応はまだ決まっていないということなんですけども、以下、確認させていただきたいと思います。

報道によれば、受給者によっては引下げが開始された2013年以降、支給条件、世帯数、居住地等が変わっているケースもあって、支給窓口である各自治体での実態調査などにかかる負担も大きいと。また、2013年当時とその後の生活保護受給者の世帯数などを調べ始めている自治体もあるとありました。

そこでお伺いしたいと思います。市内ではどれぐらいの影響があったと見られるでしょうか。また、この2013年、平成25年から2015年、平成27年に行われた生活保護基準の引下げによって影響を受けた世帯数については、市では調査を開始されているでしょうか。

○伊東生活福祉課長 まず、最高裁判決ということでございまして、とても重く受け止めているという状況でございます。まず、対応についてということで、国のはうからより具体的、詳細なものは、まだこちらに示されてはおりません。そのため、どのくらいの影響が出るかのお答えについては、なかなか今は難しいと思っております。また、その調査についても、開始はしていないというところです。

ただ、2013年から2015年、平成25年から平成27年にかけての引下げとなりますので、10年以上前のデータとなることと、あと対象世帯も月々の生活扶助費の改定前と改定後の調査、精査は必須であると考えております。また、特に対象期間内に保護廃止となった世帯への対応についてや、また生活保護基準を参考としている他の制度の影響なども含めると、相当な業務量と時間を要すると思っております。

○高野委員 ありがとうございます。国の施策の影響で現場に大きな負担がかかるということはよくあるわけでありますが、その流れで既に予期をされているということで、まずは準備を、できることを考えていくということで、ぜひお願ひしたいと思います。

もう一つ、この件でお伺いしたいんですけども、生活保護費減額決定の取消しによって、市の窓口ではどのような対応を考えいらっしゃるでしょうか。

○伊東生活福祉課長 まず、生活保護制度につきましては、国の法定受託事務として運用しております。ですので、市の判断、考えをお伝えするのはなかなか厳しいと思っております。現在は、国から発信されていることを丁寧にお伝えするしかないと考えてございます。また、現時点で、窓口等でこちらに関しての問合せはいただいておりません。

○高野委員 ありがとうございます。また適時確認させていただきたいなと思っておりましたので、引き続きよろしくお願ひいたします。

生活保護の件で、続けて別の観点から質疑させていただきます。このページです。これまで何度も何度か取り上げさせてもらっていますが、生活保護のしおりについてであります。現在のしおりでは「原則、扶養義務者に扶養の可否を照会しますが、DVや虐待の被害を受けていた等の事情がある場合は省略することができます」と書いてあります。これは、以前のしおりの「事情に応じて省略がある」という書きぶりよりも若干限定してしまったことによって、受給者に寄り添う立場から後退した印象がございます。そこで提案というか、お伺いしたいんですけども、神奈川県小田原市や国立市のしおりを見ると、長年疎遠の場合等も入っておりますので、ざっと事情に応じてということではなくて、DVとかそういう場合に限定するのであれば、こうした長年疎遠の場合というのもの入れてはどうかなと思いますが、これにつ

いてはいかがでしょうか。

○伊東生活福祉課長 生活保護のしおりにつきましては制度を分かりやすく、誤解を招かないような言葉や表記に努めておりますので、これまでもそうですが、今後につきましても見直しについては適宜対応していきたいと考えてございます。

○高野委員 ありがとうございます。ぜひ検討をまたお願ひしたいと思います。終わります。

○皆川委員長 ほかに130、131ページ。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 それでは以上で款3、民生費までを終了いたします。

ここで、説明員の入替えのため暫時休憩いたします。

午後2時29分休憩

午後2時41分再開

○皆川委員長 それでは休憩を閉じまして、委員会を再開いたします。

では、続いて款4、衛生費の質疑に入ります。

130、131ページ。

○久保委員 その他保健衛生に要する経費のところで質疑させていただきます。事務報告書は322ページ、323ページになります。

令和6年度7月から、がん患者へのアピアランスケア支援事業というのを始めていただきて、利用者の方からお声を私のところにもいただいております。実績については事務報告書で確認させていただいておりますが、皆さんからの声、市民からの声として何か把握しているところ、また、この用品の内訳が出ておりますが、この内訳以外にも何かお声が届いていましたら確認したいと思います。

○占部健康推進課長 がん患者へのアピアランスケア支援事業につきましては昨年7月に開始させていただきまして、利用者の方からも大変多くの反響がありまして、「よかったです」というようなお声をいただいているところでございます。

用品につきましては、私の把握しているところでは、例えば「補整下着に関わる消耗品等が対象にならないか」というようなところでお問合せをいただいたことがあります。そういうものについても対象となるように整理して、実際に支給しているというような実態がございます。

○久保委員 ありがとうございます。皆さんからいろいろな角度でこの用品について具体的なお話を私もいただいております。今後また御相談させていただきたいと思っていますので、これからもこの事業を進めていただけますよう、よろしくお願いいいたします。

○皆川委員長 ほかに、130、131ページ。

○鈴木委員 専用水道事務等に要する経費についてお聞きします。こちらについてはP F A Sの関連で、市内の専用水道に関して、その管理について毎年確認させていただいているところです。令和6年度は東京都への委託費、これはそもそも東京都に委託している事業ということで、昨年度は95万9,819円の計上ということでした。令和5年度の事務報告書を見ますと委託費294万円となっているんですけども、今回、令和6年度で委託費が減っていることに関して伺いたいと思います。

○占部健康推進課長 こちらは東京都のほうで委託に基づく事業を実施しております、大きく金額が変わることとしましては、年度によって水質検査の回数等が違うというようなところで、そこが影響して

いるものと思われます。ただ、詳細については把握していない状況でございます。

○鈴木委員 分かりました。毎年100万円前後でこちらの事業は推移していると思うんですけれども、数年に一度、この水質検査の委託費がかなり変わってくるという認識でよかったです。うなずいていらっしゃるので、そうだと思います。

それで、令和6年度は東京都市専用水道事務等の事務委託に関する担当課長会の会長市を務めたようなんですが、以前から質疑させていただいているように、市内に3つある専用水道、東京経済大学、日立製作所中央研究所、鉄道総合技術研究所の3つの中で、この課長会の中でもP F A Sに関する情報共有などがあるかどうかという質疑をさせていただいているが、昨年度はいかがだったでしょうか。

○占部健康推進課長 この担当課長会は昨年度1回開催させていただいたんですけども、こちらについては東京都への委託の継続について協議したというところで、具体的にP F A Sの内容について協議したというようなことはございません。また、昨年度から御質疑いただいている点ですが、東京都に確認したところ、地方公共団体は地方自治法における事務の委託により専用水道の事務を東京都に委託しておりますが、委託の範囲内において、委託した事務の執行及び管理の権限を失うことになります。こちらの東京都の検査指導に基づく各施設の設備の改善状況等の情報は事業者の財産に関わることなので、市への情報開示は難しいというところで聞いております。ただ、東京都のほうで仮に暫定目標値を上回るようなことがあった場合については、抜本的対策とか、あるいは飲用に供さないというような助言とか、そういう適切な指導を行っているというところは聞いております。

○鈴木委員 確認していただきありがとうございました。市内の専用水道は3つあります、委託している事業ではあるんですけども、今後もできる限りの注視をお願いしたいと思います。

○皆川委員長 ほかに、130、131ページ。ございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 それでは、132、133ページ。

○寺嶋委員 子育て世代包括支援センター事業に要する経費に関して確認させてください。事務報告書は327、328ページです。

まず、数字を確認させていただきたいのが、ゆりかご・こくぶんじ面接の面接率が100%を超えてるというのはどういう状況なのか、確認させてください。

○坂本子育て相談室長 こちらの面接率なんですけれども、計算式として分母は妊娠届出数なのですが、分子は前年度妊娠届出者及び転入者も含むような形になります。したがいまして、当該年度の妊娠届出をした分母の部分、それ以外に前年度に届出した方や転入者の方もカウントするため、面接率はこういった形になっております。

○寺嶋委員 分かりました。ありがとうございます。であれば、分母と分子の前提が異なっていると、そのパーセントを見ても何か意味があるのかなと思つてしまったりするので、もし可能であれば、今後は該当年度を切り分けた数字も出していただけると、その部分の数字を分けても記載していただきたいなと思います。これは今後に関してです。

もう一つは、そのあのギフトです。出産・子育て応援給付金の申請者には各ギフトを交付したと事務報告書にあるのですが、こちらも対象人数がまず記載してあって、申請者数、郵送等と電子を合計したものを書いていただいている。それに関しては対象者数よりも減っている、少ないんですけど、実際にギフト送付者数の部分が申請者数より多いだけでなく、なんなら対象者数よりも多くなっていたりするので、

この部分の理由も教えていただきたいです。

○坂本子育て相談室長 こちらにつきましても、送付対象者で抽出した件数と、実際にギフトを送付した方というのが年度によってちょっとずれが生じるような形になりますので、ここでどうしても一致しない形になります。先ほどのゆりかご・こくぶんじ面接の実施率のところもあるんですけども、例えば3月に妊娠届を出された方で次の年度になって面接する方もいますので、この辺のところの部分でどうしても年度のずれがありまして、実際の送付対象者と実際の送付者数が一致しないような形になっています。

○寺嶋委員 ありがとうございます。状況に関しては理解いたしました。こちらとして確認したいなと思うのは、対象となっている人たちのうち、ちゃんとこのような形で面談したり、そしてギフトを送った人は対象者の何パーセントが本当にちゃんとそこを使っていて、何パーセントは実際使っていないという部分はこのような場でちゃんと確認させていただいた上で、今後どうしていくのかというお話をしたいなと思いますので、可能であればすけれど、そういった書き方を事務報告書などはしていただきたいなと思います。なので、個別説明票の話にもなるんですけど、個別説明票の通し番号212番で、ギフト送付者数のほうはかなり多くなっているのに、執行率が82.9%となっていて、ここの部分がどういう事象で実際に想定よりも少なくなっているのかが事務報告書などからも読み取れなかったので、個別説明票の執行率が82.9%の理由、そしてそこに書いてある「有効期限が令和7年度であることなどからクーポンを商品に変更した者が、見込みより少なかったため」と、ここら辺も詳しく伺いたいです。

○坂本子育て相談室長 まず、事務報告書の記載につきましては、御意見を踏まえて今後検討させていただければと思います。

改めて個別説明票のところですけれども、まず、出産・子育て応援ギフトの流れなんですけれども、市からギフトを受け取った市民が、東京都の専用ポイント交換ウェブサイトで商品を発注したタイミングで委託事業者から市に請求される流れとなっております。このポイント交換ウェブサイトを市民の方が利用する際には、まず登録していただくようになりますが、令和5年度対象分の方の登録期限が、以前は令和6年度中だったんですけども、それが令和7年9月30日まで延長された形になります。令和6年度対象分の方は令和7年9月30日ですので、この2年間分が令和7年9月30日までに登録の利用期限がなっているところでございます。この登録をしてから6か月以内にポイント交換していただく形になりますが、令和7年9月までに登録すればよい形になりますので、そういったところが利用者の方の登録が遅くなっている理由だと捉えております。

○寺嶋委員 丁寧な説明ありがとうございます。つまり、使われずに終わってしまったわけではなく、まだ期限が来ていないので、この決算書のほうには反映されない部分があったからこのような形になっているということで理解いたしました。なので、これはすごくいいサービスであるけれどもうまく使われていないわけではないということも確認できました。最後の事務事業評価で、今後は拡大・拡充と記載いただいておりますので、ぜひともその部分、利用率のほうがこの事務報告書では私は読み取れはしなかったんですけども、この利用率がより高まっていくって、さらに使い勝手のいいものに、市が単独でやっているものだけではないのは重々承知しておりますが、その中でもこのような方々にしっかりと寄り添って、ここの満足度といった部分も引き上げていただければと思います。

○松岡委員 今の寺嶋委員の関連でお伺いします。個別説明票の部分については、今の御答弁で理解できました。ありがとうございました。それ以外のところで、事務報告書の328ページ、産後ケア事業のところでお伺いいたします。

受け入れ事業者を拡大するところに尽力していただいていると思います。昨年度は、年度内で事業者の入れ替わりがとても大きかったのではないかと思います。年度当初は予約が取りづらいということを私のほうでも幾つかお聞きしているところなんですかけれども、令和6年度の年間を通じての産後ケア事業の予約などの状況の推移はどのようにあったか教えていただけますでしょうか。

○坂本子育て相談室長 令和6年度に関しては、産後ケア事業を利用するまでにお待ちいただく方が多かったということで、市民の方からの声が届いております。今回はそういった背景も踏まえまして、令和6年度途中から委託事業者を増やしまして、また令和7年度に関しても委託事業者を増やしてございます。そういうことによる成果というわけではありませんが、令和6年度に比べ、現在は予約が取りやすい状況になっているというお声は届いております。一方で、ショートステイのほうはまだ少しお待ちいただくときもあるんですけれども、昨年に比べれば以前よりも予約が取れるようになっていると聞いてございます。

○松岡委員 分かりました。予約が取りやすくなっていたということを確認できまして、とてもよかったです。今、ショートステイはまだ少し予約が取りにくいということですけれども、今年度からはアウトリーチも始めていただき、とても拡充に向かっているのだと思っています。この利用できる対象者が出産後5か月を経過するまでということなので、気づいたら過ぎていたということも、私自身の経験を踏まえると多いのではないかと思いますので、こちらについては今後も注視していただきたいと思います。

あと2点、お聞きします。事務報告書の329ページの5番、多胎児家庭移動経費助成金交付事業についてです。こちらは令和5年度の事務報告書と比べますと、申請者数、交付者数、交付額ともに増えておりまして、令和5年度は総額で1万8,400円だったのが、令和6年度は10万5,400円と大きく伸ばしていただいていますが、この事業に関して何か周知の工夫などはされたのかどうか、お伺いします。

○坂本子育て相談室長 こちらの多胎児向けの事業につきまして、子育て相談室が実施している事業につきまして掲載したチラシを年度当初に作成しまして、そのチラシを基に市ホームページやぶんじ子育てナビ、ゆりかご・こくぶんじ面接や乳児家庭全戸訪問事業、また市内の親子ひろば等でも広報させていただきました。また、対象事業の要件も一部緩和してございますので、そういったことで今回、前年度に比較して件数、交付額等が増加していると考えております。

○松岡委員 分かりました。これまで需要はあるけれども申請が不便だと聞いているところでありましたので、チラシを作成していただいたり、いろいろなところで周知していただいているというところをお聞きできてよかったです。今はホームページでも「窓口に来られない方は訪問します」ということを赤字で書いていただいているところも工夫が見られるかなと思いますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

それから最後、329ページの6番について、ケンプアセスマント面接を実施したことあります。そこにサポートプランの作成も書いてあります。昨年度の一般質問でも少し取り上げさせていただきまして、児童福祉法の改正に合わせてサポートプランの作成が求められているところだと思いますけれども、こちらについて、もう少し教えていただけますでしょうか。

○坂本子育て相談室長 まず、事務報告書に記載がございます、とうきょう子育て応援パートナー事業というのは、当市で実施している国の利用者支援事業である子育て応援パートナー事業とは全く別のものでございまして、東京都の補助事業となります。この事業は、様々な困難が予測される妊婦及び家庭に対して、妊娠期から就学期にかけて関係機関が連携して子どもと家庭に寄り添い、行き詰まりや困り事が大き

くなる前の予防的支援を実施します。この事業の対象というのは、事務報告書に記載のとおり25歳以下の初産妊婦の方、または相談できる人が1人以下の方を対象に、児童福祉部門と協働して一体的かつ重層的な支援の進行管理を実施します。具体的な支援の内容としましては、妊娠届の内容から若年の妊婦や産後のサポートが少ない妊婦を把握しまして、ゆりかご・こくぶんじ面接の中でケンプアセスメント面接というものを実施いたします。その中で必要なニーズを軸にしたサポートプランを作成しております。また、妊婦以外にもサポートが必要な家庭についても同様にプランを作成しております。作成したサポートプランにつきましては、母子保健部門、児童福祉部門、それぞれで定期的に開催している合同会議の中で共有して、早期の支援を含めた支援内容となるよう協議して、進行管理をしてございます。

○松岡委員 詳細な御説明ありがとうございます。本当に支援が必要な方に支援を届けるような重要な事業なのだと感じましたので、今後もぜひ続けていただきたいと思います。ささいなことでも相談できる関係性が大事だと思いますので、こちらもよろしくお願ひいたします。

○皆川委員長 ほかに132、133ページでございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 では、134、135ページ。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 136、137ページ。

○鈴木委員 環境基本計画等に要する経費についてお伺いします。事務報告書では357ページから361ページになります。個別説明票では通し番号224番です。

自然エネルギーに係る環境教育について、小学校への講師派遣（えねこや）の謝礼を予算計上していたいているんですが、見込みの数が市立小学校10校だったのに対して、実績がゼロ校となりました。えねこやの事業はいろいろな市内のお祭りなどで実施していただいていまして、子どもへの環境教育のためにも非常にいい取組だと思っているんですが、今回、ゼロ校になったということで周知などに課題があったのではないかと思うんですが、御担当の評価について伺います。

○坂本環境経営課長 まず、えねこやの周知でございますが、令和6年6月に小学校の校長会にて、文書にて御案内を出させていただいております。その中で、えねこやのパンフレット等も含めて、どのようなものかという周知を行いました。えねこや自体は、委員のおっしゃるとおり体験・体感という点では非常に魅力的なプログラムだと担当も認識しております。なぜ手が挙がらなかつたかということでございますが、えねこや自体が車で牽引するトレーラーハウスというもので、屋根に太陽光パネルが設置されている電力自立の体験型のトレーラーハウスでございました。これ自体が非常に大がかりなものでしたので、各学校にトレーラーを引っ張つて設置して事業を実施するというような内容、また、えねこや自体が大きなものではないので一遍に体験できる人数がそれほど多くないということ、このあたりの使い勝手がなかなかよくないというところで、事業への応募がなかつたという捉え方をしてございます。

○鈴木委員 よく分かりました。小学校にえねこやがあつたらとてもいい環境教育だと思ったんですが、課題もあるということで残念だなと思いました。学校のニーズに合つたものだったのかどうか、あとは夏の期間だったりとか冬の期間だったり、そういった時期も関係するのかなと思うんですが、今後もしこの事業をやるとしたら、さらなる広報や周知の工夫が必要なのかなとも思いました。

これについては理解できましたので、この経費の中のほかの事業について質疑させていただきたいと思います。事務報告書の360ページの住宅用太陽光発電機器等設置助成事業についてです。個別説明票では

通し番号226番になります。ここ数年実施していただいていると、申込みの件数も多い事業だと認識しております。昨年度は事業内容もどんどん拡充していただいて、特に蓄電池のメニューを増設していただいたことによって、事務報告書にも書かれておりますとおり、件数で見るととても好評だったのではないかと思っております。市民ニーズに沿ったものだったのかなと考えますけれども、御担当の評価はいかがでしょうか。

○坂本環境経営課長 太陽光発電は、環境に優しいという点では非常に魅力的な設備だと捉えております。一方で、曇ってしまったとか、天候によっては発電に大きな影響を受けるというような不安定な一面がございます。これを補うのが蓄電池ということで、昼間にためた電気を、以前は売電するしかなかったというような状況がございますが、蓄電池にためて、高い電気を買うのではなくて、自ら発電した電気を蓄電池から夜間等については使用していくと、市民からしてみれば非常に使い方にマッチした蓄電池の助成事業であったと捉えてございます。

○鈴木委員 蓄電池の説明もしていただきありがとうございました。今年度もこちらの事業は予算計上されておりましすし、また今年度、さらにいろいろなこの事業について拡充していただいている。これからも引き続き進めていっていただきたいと思っています。

今年4月からの東京都新築住宅の太陽光パネル設置義務化に伴いまして、今後は既存の住宅に太陽光パネル設置、また蓄電池も含めて太陽光パネル設置を拡充するという方針だと思いますけれども、今、既に実施していただいている拡充内容について御報告いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○坂本環境経営課長 令和7年度現在の状況でございますが、太陽光発電機器に関しましては、新築は助成対象外としております。既存の住宅が対象ということでございます。蓄電池については、既存の住宅と新築両方とも助成対象としてございます。

○鈴木委員 蓄電池なんですかねでも、昨年度から新しく増やしていただいたメニューで今年度も含めて一律6万円の補助をしていただいているが、蓄電池は非常に高価なものでもあります、市の制度プラス、市以外のほかの補助金も使えるものにはなっていますけれども、一律6万円という金額の根拠についてはいかがでしょうか。

○坂本環境経営課長 6万円に至る経過でございますが、蓄電池につきましては、確かに委員のおっしゃるとおり非常に高価なものでございます。一方で、国や都の補助が充実しているという背景もございます。蓄電池は6万円、一方で燃料電池のほうも市の助成事業としては6万円で行っておりまして、このあたりからバランスを取ったという経過でございます。

○鈴木委員 分かりました。ありがとうございました。

補助メニューは現状、毎年どんどん拡充していただいているので今後もお願いしたいと思いますし、私は国分寺市ゼロカーボン行動計画に沿って、2030年目標を目指して、今、何をやるべきかというところで、バックキャストということで削減率を計算しつつ、補助金メニューを増やしていただいているのかなと思っております。昨年度、この行動計画ができたことによって、新たに市がどのようにゼロカーボンシティを目指していくかという道筋ができてきたんだなと思いますので、今後もこの事業のさらなる拡充をお願いしたいと思います。一言いただきて終わります。

○坂本環境経営課長 事業の拡充という点では補助対象メニューを増やすとか、補助金額を増やすという方法もございますが、このような金銭的なもので市民の背中を押すという方法も一つと理解はしておりますが、もう一つは脱炭素そのものに関する意識改革、さらには省エネ等の行動変容、こちらも無視できな

いものと考えておりますので、この事業はこの事業として考えさせていただいて、担当としましては啓発活動のほうに力を入れていきたいというような考え方でございます。

○高野委員 公害調査測定等に要する経費のところでお伺いしたいと思います。事務報告書では361ページなんですが、P F A Sに関するところで、363ページにむかしの井戸の調査の結果が書いてございます。これを確認させていただくと、暫定目標値超えが前回の決算特別委員会の事務報告書と比べると、同じく6か所あるということあります。全体的に見ると微減傾向かなとは見受けられるんですが、一方で増加している井戸も3か所ございます。非常にセンシティブな問題ではあるものの、ちょっと気になるのは、都市農業を守り、本質的な風評対策としても、農業用井戸の調査について確認させていただきたいということあります。質疑としては、令和6年度は市内農業用井戸の調査はしていなかったということで間違いないですか。

○小野木環境対策課長 委員のおっしゃるとおり、農業用井戸の調査は行っておりません。

○高野委員 分かりました。市長も代表質問の答弁でおっしゃっていたんですけども、専門的な知見というのは大事であると、それは全く同感であります。ただ一方で、環境政策における予防原則というのは、専門的な知見が分かれた際には疑わしきは罰すると、可能な対策を取るというような原則でありまして、市もその原則を守るというお立場を取ることを繰り返し述べておられますので、そういう意味からも農作物の検査方法とか基準、除去方法などについて、国や都に専門的な知見を求めることはできるのかなと思うんですが、御担当者の一言をいただけませんか。

○小野木環境対策課長 すみません、答弁の整理をさせていただきたいと思います。お時間をお願いいたします。

○皆川委員長 それでは、本件に関しましては保留とさせていただいて、答弁整理をお願いします。

○鈴木委員 今の公害調査測定等に要する経費のところで、同じくP F A Sの水質調査に関するところなんですが、年に一度P F A Sの水質調査、むかしの井戸の調査をしていただいております。改めて、1回の水質調査に係る調査費用について伺いたいと思います。

○小野木環境対策課長 調査につきましては委託で行っておりまして、毎年入札で業者を選定させていただいております。まとめて後ほど御説明したいと思います。

○皆川委員長 金額についても後ほどお願いいたします。

○中山委員 関連です。事務報告書の361ページに東京都市環境・公害事務連絡協議会が出ております。P F A Sの対策を求めるに、この協議会で云々という答弁が一定繰り返されていたわけなんですけど、この連絡協議会での取扱いはもうなくなったという認識があるんですけど、その辺を確認したいなと。今後もこの事務連絡会で取り扱われるのか。ちなみに令和6年度はどういう議論がこの連絡会であったのか、その辺の確認をしたいと思います。

○小野木環境対策課長 こちらの連絡協議会につきましては、様々な公害問題について組織しているところになりますので、有機フッ素化合物につきましては、令和8年度予算として、東京都へ調査費用の補助等を要望していくというところで、この協議会で話し合っております。

○中山委員 そうすると、令和6年度も同じような内容でたしか要望はされていると思うんです。その取組だけはこの協議会でされていると、了解しました。それ以外はないんですね、うなづかれているので分かりました。終わります。

○高瀬委員 関連でお伺いしたいと思います。P F A Sの調査については、本当にほかのどこの自治体よ

りも早くむかしの井戸の調査を始めていたいと認識しています。ホームページ等でも結果が出ているので確認はしておりますけども、先ほど高瀬委員もおっしゃっていましたが、令和5年度あたりから少しずつ、全体的に上がっている所ももちろんありますが、大きくあった所が少しづつ下がってきている傾向が見えるのかなと思っています。

それで、近隣の自治体でも民間井戸だったり、それぞれ井戸の種類は違うかと思いますけども調査をしているところです。そういった情報を持ち寄って、それぞれの自治体のものを地図に落とすなどしていく中で、一定程度水の流れとか、どういった形になっているのかが分かるのではないかということで、以前から東京都の情報だったりを集めていただきたく御提案していたところなんですけども、そのような動きというのは市が単独でやるのはもちろん難しいと思うんですけども、どこかで共有されたり、あるいは何かしら、もう何年にもなってきていますので、そろそろその調査の結果をまとめて分析していくというような動きがあるのかどうか、あるいは御提案ができるのか、その辺を教えていただきたいと思います。

○小野木環境対策課長 東京都におきましても、都内の幾つかの場所で井戸の調査を行っております。その辺、さらに分析を進めていくというようなことについてはお話を聞いておりませんけども、調査結果については都内の分布図等でホームページで公表しているところです。

○高瀬委員 東京都のホームページにかなり細かくいろいろ載せているところです。市の調査結果も都のほうに情報共有としてお渡ししているということは前からお聞きしていますので、そういったところも経年でどのように動いているかというのを見ていく必要があるのではないかと思っているところです。

それで、もう一点なんですかね、P F H x Sについては御提案し、調査を始めていただいている。あわせまして、P F O SとP F O Aが今は合計値なんですけども、東京都だったりほかと比べるに当たって、それぞれの数値を検査されているので出していってはどうかという御提案もしているところなんですけども、その点についてはどのようにになっているのか教えていただきたいと思います。

○小野木環境対策課長 調査結果のP F O SとP F O Aにつきましては、その合計数値について暫定目標値が50ナノグラムパーリットルと定められています。ですので、調査結果については合わせた形で表記させていただいております。

また、令和6年度からP F H x Sについては調査項目として追加項目に挙げさせていただきましたけども、こちらにつきましては特に目標値等は定められておりませんので、参考値ということで記載させていただいているです。

○高瀬委員 なぜそういうことをお聞きしたかというと、P F O SとP F O Aで発生のもとになるものが違ったり、用途が違ったということで、それぞれを見ることで少し動きが何らか見えるのではないかというような御指摘もあるので、プラスするのであれば、一つ一つの検査結果が分かるのであれば、そのような示し方をしていただくということも可能ではないかなと思うんですが、そもそもこれは可能かどうかというのを分かりますでしょうか。

○小野木環境対策課長 申し訳ありません、可能かどうか、これも調べさせていただければと思います。

○高瀬委員 調べていただき、もし可能であるならばそのようなお示しをしていただけたらありがたいなと思っておりますので、お願いしておきたいと思います。

○新海委員 P F A Sが最初に見つかりましたので、データを多摩26市でかなり取っていると思うんですけど、正確な数字ってなかなか出てきていないんですよ。東京都を見ても直近のデータはあまりないので、最新のデータが出て、それについて多摩26市の中の水の動きを見たいんだけどなかなか難しいので、その

東京都の元データが欲しいんですけど、それは手に入りますか。

○小野木環境対策課長 現段階におきまして、そういった他市の状況については調べるすべはありませんけども、先ほどありました東京都市環境・公害事務連絡協議会等で、国分寺市としてみんなで共有できるような提案を今後検討したいと思っております。

○新海委員 多摩26市のほかの市はどのくらい調査をやっているんですか。国分寺市ほどちゃんとは多分やっていないと思うんですけど、ある程度の数字は出ていると思うんです、環境省のほうも全国調査をやらせてていますから。だからそのデータがもし取れれば、データが欲しいんです、分析はこっちでやりますから。だからぜひデータを要望していただきたいと思うんですけど、それはできますでしょうか。

○小野木環境対策課長 東京都市環境・公害事務連絡協議会等で御要望していきたいと思います。

○皆川委員長 それでは、P F O S ・ P F O A 関係でございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 では、保留が2点ございますので、それは後ほど御答弁いただきたいと思います。

改めてこのページで。

○松岡委員 最初の鈴木委員のところに関連していたんですけども、ちょっと発言しそびれてしまって、すみません、一点だけ確認させてください。

えねこやが実績ゼロ校だったというところで、そういった理由や周知の方法などは御答弁いただきまして理解できました。一般社団法人えねこやのホームページがありまして、そちらを見てみると、昨年度出展されていた移動式のトレーラーハウスの形のえねこやだけではなくて、出前授業なども行われていました、多摩市の小学校での出前授業の動画も載せてありました。そこでは学校のグラウンドに移動式えねこやが置いてあるんですけども、近くでえねこや屋台といったところを作つて消費電力の比較が行われていたり、ほかにも、テント内で断熱ワークショップが開かれていたりといったところが紹介されていました。一気にトレーラーハウスに入るというのはさすがに確かに難しいなと思うので、よいプログラムだったというところはあるけれども難しかったというところで先ほど御答弁がありましたけれど、こういった説明も学校側にできていれば、また変わってきたのではないかなど考えるところです。

変わりまして、このえねこやができなかったというところもあるので、それ以外に環境教育として小・中学校で何か取組をされていたら、そちらを教えていただけますでしょうか。

○坂本環境経営課長 令和6年6月の小学校校長会では、えねこやの御案内だけではなくて、市が地域活性化包括連携協定を締結しております東京ガス株式会社のみんなでエネチャレというプログラムの御紹介もさせていただきました。こちらは、そのプログラムを使ってみたいというような御要望をいただきまして、実際に小学校4校でそれぞれ実施されております。内容としましては、省エネの関係を学ぶとのほか、子どもたちが使う端末を使用して省エネ行動を数値化して見える化しまして、考えて行動することを促すというものです。学校の授業だけではなくて、そこで身についた手法等を各家庭でも実践できるということで、一定の評価は得たものという手応えを得ているところでございます。

○松岡委員 分かりました。みんなでエネチャレというプログラムが学校で実施されたというところを確認できました。この事業は事務報告書には記載がなかったかなと思うんですけども、記載がない理由は何かありますでしょうか。

○坂本環境経営課長 事務報告書に記載しておりますのは基本、予算を使ったものという整理をさせていただいております。この東京ガス株式会社については、地域活性化包括連携協定に基づいて令和6年度は

試行実施ということで、実際に予算等を使わずに、このプログラムが実施されたという背景がございます。

○松岡委員 分かりました。理解できました。環境教育は大事だと思いますので、今後もぜひ続けていただけますよう、よろしくお願ひいたします。

○皆川委員長 この136、137ページでほかにございませんか。なければ、先ほどの保留の件ですが、よろしいですか。

○小野木環境対策課長 先ほどはお時間いただきましてありがとうございました。まず、農業井戸の今後の調査につきましては、民間の井戸でございますので、まだ専門的な知見は不十分という段階でありますので、現段階で調査等を行っていくことは考えておりません。

また、もう一つ、費用の件があったと思いますけども、P F A Sの検査費用につきましては1件につき7万円ということで締結しております。

○高野委員 御確認、ありがとうございました。今の御答弁では専門的な知見が不十分というお答えではあったんですけども、ざっと調べてみると、国で農林水産省が最近、農畜水産物の検査結果を発表していまして、もちろんこれは私から見たら基準が欧米より緩いT D I、耐容一日摂取量に基づくものとはいえ、暫定的というように断りつつも検査方法などを公開しているようには見えるんですけども、この辺の情報は把握されていませんでしょうか。

○小野木環境対策課長 申し訳ございません、その辺の情報は、まだ私は存じ上げてございません。

○高野委員 結構、国もいろいろ、ちょこちょこと情報を出しているようありますので、ぜひその辺の最新の情報、状況の注視を引き続きお願いして、市独自の対策の必要性、そうした他の自治体に働きかけるなど主体的に動くということも求めて終わりたいと思います。

○皆川委員長 では、改めて、今の金額の関係ですね。

○鈴木委員 P F A Sの年に1回の水質調査に係る経費は1件につき7万円ということで、今、むかしの井戸が25件あります。なので、7万円掛ける25件で175万円が一度にかかっているということです。なぜお聞きしたかというと、昨年度からP F H x Sが検査項目に追加されたということなので、そちらが追加されたことで例年の水質調査から金額が決算として上がっているのかなと思ったんですけども、そちらのほうはいかがでしょうか。

○小野木環境対策課長 むかしの井戸25か所と、プラス真姿の池1か所を含んでいますので、全部で調査箇所は26か所になります。

P F H x Sにつきましては、そちらも含んで7万円ということで計上させていただいている。

○皆川委員長 金額の違いについても問われていますが。

○小野木環境対策課長 すみません、確認させてください。

○皆川委員長 では、後ほど確認していただくということでよろしいですか。

○鈴木委員 確認していただきたいと思います。それで、今後、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の規制対象になる可能性がある調査、P F A Sの中でも特にP F N A、これはペルフルオロノナン酸というものですが、それも今後対象になってくるかなと懸念していまして、もしそちらのほうも対象になった場合、市の水質調査に係ってくるのではないかなと思っていますので、そちらを指摘させていただきました。

あともう一点、これまで市のホームページでP F A Sの情報をまとめて発信していただいているんですけども、最近は令和7年度の水道水の情報がなかなか更新されていなかった状況がありました。先週ぐ

らいに更新されたようなんですが、そこも含めて逐一、市のホームページの情報更新をお願いしたいと思います。

○小野木環境対策課長 すみません、調査費用が分かりましたので申し上げます。正確にはP F O SとP F O Aの両方で5万円、それにプラスしてP F H x Sが2万円、合計で7万円ということで契約しております。

○皆川委員長 よろしいですか、鈴木委員。（「はい」と発言する者あり）

それでは、138、139ページ。

○高野委員 家庭ごみ有料化関係経費でお伺いしたいと思います。個別説明票でいくと歳入のところで47番、資源プラスチックのところです。歳出では22ページ、通し番号228番のところです。

歳入の手数料収入のところを確認すると、ちょっと戻っちゃうんですけど家庭廃棄物の指定袋分というところで令和5年度の決算で2億1,618万円、令和6年度の決算で2億9,757万円で、差額が8,139万円ということになると思います。つまり、市民側から見たら負担が約8,000万円ぐらい増えたということが言えるのかなと思っております。一方で、個別説明票を見していくと、歳入の通し番号47で、資源プラスチック分で8,588万5,400円を新たに収入処理されたと。歳出のほうでは通し番号228番のところで、市指定収集袋（資源プラスチック）作成ほかで4,982万1,107円を新たに支出したということで、市としては経費増が約5,000万円ということになるので、市としては3,000万円が収入として差引き増となったと見ております。そうすると、市民1人当たりで割り返すと8,000万円割る12万9,000人で620円になりますが、1世帯当たりで割り返すと8,000万円割る6万4,000世帯で約1,250円ということで、負担増は大体どれぐらいになるのかということを議論していたときに、「1世帯当たり大体年間1,000円ですよ」という御説明を担当からいただいたので、それよりは若干増えているのかなと思います。そこでお伺いしたいところなんですけども、プラスチックごみ自体、委員会資料とかを確認させてもらったところ、製品プラスチックが入って微増ではあるけども、プラスチックごみ自体が減ったかどうかというのは、これはまだ実は判断がつかない状況だという認識でよろしいんでしょうか。

○小野木環境対策課長 令和6年度のごみ量につきましては、資源プラスチックのほうは前年に比べて増えている状況でございまして、さらに関連して不燃ごみ、もやせないごみにつきましては、今までもやせないごみの中に入っていた製品プラスチックごみが資源プラスチックのほうに回ることによって、若干でございますけど令和5年度に比べて減っている状況になります。

○高野委員 それで確認したいのは、プラスチックごみを減らすというのがこの事業の大きな目的だと認識しているところでありますが、製品プラスチックがもやせないごみから資源プラスチックのほうに入っているので、それで若干増えているので、プラスチックごみ全体が減ったかどうかというのは、そこはちょっとまだ判断がつかない段階だと自分は理解しているんですが、むしろ増えているということになりますか。

○栗原ごみ減量推進課長 こちらのもやせないごみ、資源プラスチックの処理量についてなんですが、先ほど環境対策課長が申し上げたとおりでございまして、プラスチックの処理量については減っているというような状況でございます。

○皆川委員長 よろしいですか、減っているということの御答弁でした。

○高野委員 そもそもこの施策については負担増、逆進性が強いという面で私たちは反対してまいりましたけども、一方でプラスチックごみを減らす、今でもその効果が出ているという認識であるとするならば

まだ若干話はあれですけども、事業者自体の排出抑制はすべきであるということは訴えていきたいと思っております。その面で、増収分でプラスチックの排出抑制策をしてはどうかというの、これは提案ベースの話になってしまふんですけども、例えばプラスチックの代替品、実際にお会いした市民の方は小さなお店をやっている方で、今回のことでのストローをプラスチックじゃないものに変えたとか、そういう効果は確かに一定あるのかなと、逆にそうしたことを推進したほうがいいのかなと考えておりますし、例えばプラスチックの代替品購入に補助を出すとか、事例として調べたところでは、佐賀県では10万円が上限ですけどそいういった仕組みづくりなどもやっていまして、そうした方向性についても研究してみてはどうかなと思うんですが、一言いただきてよろしいでしょうか。特に事業者の排出抑制というのは前から求めていまして、結構いろいろと取り組むというようなことはお話しをいたしましたかと思うんですけども。

○皆川委員長 事業者への対応について、御答弁いただけますか。

○栗原ごみ減量推進課長 事業所に対するプラスチックごみの減量といったところで、委員から過去に過剰包装といったものについて協力を得られないかというようなお話をいただいています。リサイクル推進協力店のほうにもそいういった包装といったところとか、この件に関してはいろいろ情報収集を図りながら、適切に事業者等に働きかけをしていきたいと、研究してまいりたいと思っております。

○だて委員 今の関連なんですが、私どもの会派も議案についてはプラスチックごみに反対したところではあるんですが、ただ1年しかたっていないというような中で、なかなかこの施策がよかつたのか、悪かったのかというのを判断するには、今、情報というところの話もありましたけども、少しまだ情報が足りないのかなと、数値も足りないのかなというように思っているところであります。ここは総合的にいろいろな数値とか指標を、過去の年度とかいろいろな対比材料を整えていただいた上で、我々も判断していかなきやいけないかなというように思っているところでございますので、そこら辺はこれから、1年たちましたけど、初年度はどうしても最初の影響なんかもいろいろあろうかと思いますから、その辺も含めて、ならした数値というものをしっかりと我々も見ていかなきやいけないのかなというように思っています。もちろん最初に申し上げたように基本的には当初反対したというところはありますけれども、これからしっかりと見ていきたいなというように思っていますので、一定程度の期間が必要かなと思っているんですが、その辺は、御担当としてはどのようにお考えでしょうか。

○小野木環境対策課長 有料化は昨年の6月からやっと1年と少しだったというところですので、今後もデータをさらに見ていって、調査と研究等をしていきたいと思っております。

○中山委員 高野委員の質疑をお聞きしていくなるほどなと思ったので、委員会資料で出された中で、資源プラスチックのごみ量の推移が過去5年分、令和2年から令和6年度まで出されています。あわせて、もやせないごみへのプラスチックの混入の推定数値も出されていて、これをそれぞれ足すと、令和4年度から計算したんですけど微減というのかな、令和4年度から5年度が94トン減って、令和5年度から6年度が76トン減っているという状況なんです。先ほど高野委員が指摘されたプラスチック廃棄物の有料化の目的が、プラスチックごみを減らしていくということを大目標に掲げていましたので、私は反対したところですけども、しかし減らしていくのは大事なわけです。さらに有料化しているわけですから、まだ1年というところも確かにそうだなというところはありますけども、プラスチックごみを減らしていく取組というのは様々今後も考えていかないといけない、私も当時そういう求めもしましたし、そういう答弁もありました。現段階で、今後、プラスチックごみを減らしていく取組についてどのようにお考えなのか、どういう対策があるのか、市民への啓発も含めて、市としても有料化しているわけですから、市としての具

体的な手だても必要なんだと思うんですけど、結構大変な課題だとは思っています。思ってはいますけど、その点はお聞きしたいと思います。

○栗原ごみ減量推進課長 建設環境委員会でも、先ほど委員のおっしゃった資料をお示しさせていただいております。令和6年度のもやせないごみにおけるプラスチックの占める割合は、まだ35.6%ございます。ですので、もやせないごみに含まれている製品プラスチックを資源プラスチックのほうに分別していくという余地がまだまだあるかなと思っておりますので、今後も引き続き、分別の周知徹底を図ってまいりたいと、このように考えています。

○中山委員 長くやるつもりはないんですけど、それは大事な取組としてもちろんお願ひしたいんですが、私が言ったのは、もやせないごみに混入されているプラスチックと、資源プラスチックで収集している分を合わせた総量で見たわけです。その数値を先ほど紹介したわけですが、その合わせた数値で減らしていくことも必要なわけです、プラスチックごみを減らすということが大目標なのですから。だからそういう面で、今言われたことも一つのかもしれませんけれども、そもそもプラスチックごみの発生抑制、この点は大きな課題だと思っていますので、引き続き研究して何ができるのか、様々先進自治体もあると思うんですけども、そういうところを私も調査しながら、これは進めていかないといけない課題ですので、そのところにも力を入れていただきたいなと思います。要望して終わります。

○皆川委員長 138、139ページではほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 それでは、以上で款4、衛生費までを終了いたします。

ここで、説明員の入替えのため暫時休憩いたします。

午後3時50分休憩

午後4時04分再開

○皆川委員長 それでは、休憩を閉じまして委員会を再開いたします。

続いて、款5、労働費の質疑に入ります。138、139ページ、次の140、141ページを併せまして質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願ひします。

○寺嶋委員 勤労者等福利厚生に要する経費に関して質疑させてください。昨年、尾沢しゅう現議長が質疑されていた部分に関して、私も今年確認させていただければなと思います。昨年は要改善になっていて、今年も要改善になっているかと思います。実際、事業者数も、登録会員数も結果として減少している状況で、こちらに関してどのような施策を昨年度に実施されたのか、状況を確認させてください。

○飯塚経済課長 委員が今おっしゃったとおり、こちらの事業につきましては、しばらく要改善の状況が続いてございます。勤労者福祉サービスセンターの運営実施主体は、あくまでまさにそのサービスセンターでございますから、今後の動向についてはセンターの意向に従うべきだと、担当としては考えてございます。

一方で、改善していくに当たっては、他市の状況を確認したんですが、例えば商工会に移管するとか完全に廃止、もしくは民間の福利厚生事業者と協定を結んで対応する等々の実績が確認できています。こういったことをベースに今、勤労者福祉サービスセンターと協議を進めているといった状況になってございます。

○寺嶋委員 御説明ありがとうございます。現在、協議を進めさせていただいているとのことで承知しました。

こちらは昨年、尾沢しゅう現議長が述べられていたとおり、内容を確認させていただくと、時代の変遷なども踏まえてこの事業が今の時代にマッチしているかというと、なかなかマッチしなくなってしまっているという現実も踏まえて、様々な他市の状況を調べて、その方向性をお話しいただいておりました。実際に予算として1,000万円以上を費やされているものでございますので、市民の方々への説明の部分なども踏まえて、より時代に即した形で何らかの改善というもの、アップデートして時代に合わせた形に変えていくといった方法もあると思いますので、そちらに関して、引き続き改善とアップデートを検討していただくよう要望させていただいて終わります。

○皆川委員長 このページでございますか。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 では、以上で款5、労働費までを終了いたします。

続いて、款6、農林費の質疑に入ります。140、141ページ、次の142、143ページを併せまして質疑をお受けいたします。

○脇村委員 事務報告書391ページの農業振興対策事務事業の項目の5番に、こくべじプロジェクトの記載がございます。こくべじプロジェクトは国分寺市の農業の目玉の一つと言ってもいいのかなと理解しておりますが、決算書を見る限り、こくべじプロジェクトに対して明らかにつけられた補助金の類いが見当たらなかったので、このあたりはどうなのかなということを伺えればと思います。

○飯塚経済課長 こくべじプロジェクトへの補助金につきましては、直接補助ではなく、JAや商工会が市から受けた補助金のうち30万円を活用いたしまして、それに15万円を加算した45万円をそれぞれ負担金という形で納めていただいているとおもいます。また、一般社団法人こくぶんじ観光まちづくり協会からも20万円を御負担いただきまして、合計で110万円の収入をプロジェクトとして得ているといった状況でございます。

○脇村委員 ありがとうございました。よく理解できました。先ほどの繰り返しになりますけども、こくべじプロジェクトは国分寺市の農業の大きな目玉と考えてもいいと思いますし、全国的にも都市農業の成功例として取り上げられているという実績もございますので、この110万円というのは少し寂しい額なのかなと、もう少し予算を注入してもいいのではないかと考えるんですが、このあたりの御見解を伺えますでしょうか。

○飯塚経済課長 こくべじプロジェクトの活動におきましては、令和6年度からブルーベリーフェスタやこくべじハシゴ飯などを新たに追加いたしまして、令和7年度、今年度につきましてはこくべじ語り部企画などを予定しており、資金を理由に活動が停滞している状況にはないと認識してございます。

それと、収入源としてイベント出店料や参加費、オリジナルグッズ売上金などもございますので、こくべじプロジェクトと連携しながら、魅力を高めることでさらなる収入の確保に努めてまいりたいと、このように考えてございます。

○脇村委員 お金が不足しているわけではないといった状況は大変よく理解できました。ありがとうございます。ただ個人的には、農業という産業は資本主義となかなか合わないところがあるのかなということを考えております。どうしても補助金をふんだんにつけるといったことも必要になってくるような分野だと感じております。これは国としての話にはなりますけれども、欧米のように農家の戸別ごとの所得補償というのをやるべきであろうと思っておりますし、健全な財政といったような考え方農業にはなかなか合わないのかなと、そういった結果、健全な財政という考え方を農業に持ち込むと、昨今のように国民、

市民が満足にお米を食べられないと、こういった状況があるというのが現実でございますので、ぜひ今後とも積極的に市として国分寺市の農家、農業に経済的な支援を積極的にやっていただきたいと思います。最後に一言いただけますでしょうか。

○飯塚経済課長 市内農家に対する支援といったしましては、先日の補正予算審査特別委員会におきまして農業者肥料・燃料等購入支援補助金に必要な約3,400万円の増額補正について御審査いただいたところでですが、こくべじにつきましても、引き続きこくべじプロジェクトと連携しながらさらなる推進を図ってまいりたいと考えます。

○皆川委員長 農林費に関して、ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 では、以上で款6、農林費までを終了いたします。

続いて、款7、商工費の質疑に入ります。142、143ページ、次の144、145ページまでを併せて質疑をお受けいたします。質疑のある方は举手にてお願いします。

○はぎの委員 私からは簡単に、観光に要する経費のところで確認させてください。事務報告書は405ページになります。この中の桜ライトアップ事業についてなんですかでも、この事業は令和2年度からスタートしていただいているということで、本年は3月21日から4月6日ということで開催していただきました。立川市と国立市、本市の3市合わせたデジタルスタンプラリー等も実施していただいて、史跡武藏国分寺跡で行う春の名物イベントとして大分根づいてきているのではないかという印象であります。

そこで確認させていただきたいのは、私も毎年参加させていただいて大分盛り上がりを見せているなというところであるんですけども、投光器の数というのは増えているんでしょうか。大分豪華になったような印象もあるんですけど、その辺を確認させてください。

○木村市政戦略室長 こちらのライトアップに伴いまして投光器は用意しているんですが、どうしても劣化して故障しているといった状況がございます。これに伴って追加で購入しているところであります、当初始めたときに比べれば台数は少し増えているといった状況でございます。

○はぎの委員 分かりました。私が思っていたよりは増えていないということかもしれませんけれども、見せ方をすごく工夫していただいて、そのように見えているのかなと思っているところであります。

あと最後に一点だけ、開催時間なんですかでも、午後6時から午後8時半までということで、市民要望もありまして、もうちょっと延ばすことはできないのかというようなお声もありました。仕事帰りに寄るにはなかなか、ちょうど終わってしまっているという声もあったので、その辺の検討状況がもしあれば、教えていただけますでしょうか。

○木村市政戦略室長 この事業は午後8時半までということで、その時点でまだ盛り上がっているところで閉じざるを得ないといったところは、状況としてございます。これについては、こくぶんじ観光まちづくり協会のほうも一定認識しておりますので、来年3月に向けて、今いただいた御意見を改めて投げかけてみたいと思います。

○皆川委員長 ほかに、この商工費に関して質疑はございませんか。

○高野委員 二次元コード付きカード型地域応援商品券事業に要する経費についてお伺いします。事務報告書は403ページであります。キャッシュレス決済ポイント還元事業も市では行っていると思うんですけども、それとこの二次元コード付きカード型商品券事業との比較分析などはされていらっしゃいますか。あの頃も私はお伺いしていて、細かい分析とかはなかなか、民間で情報交換ができないということで、分

析、情報が出てこないというのを聞いていたんですけども、その辺の比較の御認識はどうでしょうか。

○飯塚経済課長 キャッシュレス決済ポイント還元事業につきましては、昨年度実施いたしました商品券事業と比較して、そもそも加盟している店が多いということで、利用額についてもかなり大きく差が広がってしまったと考えてございます。一方で、キャッシュレス決済ポイント還元事業の機器を取り扱うに当たって、利用者側の市民の皆様には、いわゆるデジタルデバイド的なことを感じる方々もいらっしゃいまして、そういう部分では昨年度の商品券のほうが有利だったと、それぞれ一長一短ある事業だったと考えてございます。

○高野委員 ありがとうございます。デジタルデバイドという観点からいくと昨年の事業のほうが、そこは一長一短ということでは長所もあったと、私も同じ認識をしております。一方で、隣接する小金井市が最大30%還元を11月から始めることを市民から直接伺いまして、「国分寺市はやらないんですか」というような、国分寺市民の消費が流出してしまうのではないかということを懸念される市民の方がいらっしゃいまして、このあたり、御担当としての御認識を一言いただければと思います。

○飯塚経済課長 今、委員がおっしゃったキャッシュレス決済ポイント還元事業は小金井市ということなんですが、私が確認したところ、小金井市以外に4市で実施する予定がございまして、30市町村のうち5市がやることを確認できています。先ほどの脇村委員の御質疑に対する答弁の繰り返しになってしまふところが多少ございますが、先日の補正予算審査特別委員会で御審査いただきました農業者に対する補助、それから商店会に対する補助をまず成功させるように努力していきたいと、担当として考えてございます。

○皆川委員長 ほかに商工費に関しまして質疑のある方はいらっしゃいますか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 では、以上で款7、商工費までを終了いたします。

ここで、説明員の入替えのため暫時休憩いたしますが、委員の皆様はそのままお待ちください。

午後4時18分休憩

午後4時21分再開

○皆川委員長 それでは、休憩を閉じまして委員会を再開いたします。

続きまして、款8、土木費の質疑に入ります。144、145ページ。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 146、147ページ。

○高野委員 交通安全施設に要する経費のところでお伺いいたします。事務報告書でいきますと421ページ、道路反射鏡の部分であります、資料第31号を御用意いただいております。資料は交通安全施設に関する経費というところで確認したい部分があったんですけども、これでお聞きしたいのは、国分寺市の丁字路になっている私道から公道に出るところまでに10軒以上ないと設置できないということで、要件緩和を求めてきたんですけども、今回、隣接市に関する資料を頂きました。お忙しい中、本当にありがとうございました。非常に興味深い資料であります、国立市とかを見ると、実は令和に入って新規は認めないとか、そういう状況になっているようあります。一方で、小平市についてはそういう世帯の基準というのではないというところもあって、そういう意味では真ん中の状況なのかなと率直に感じたわけありますけれども、一方で、国分寺市はなかなか道の問題というのは、前市長から「あまりそういうことを

聞くな、ここで言うな」と言わされたことがありました、そういう御相談というのは年間では多いですか。御相談件数の中で、この設置基準によってお断りせざるを得ないというのは、概数で何件ぐらいかというのをお答えいただけますか。

○一色道路管理課長 カーブミラー設置に関する要望につきましては、昨年度については15件の要望が上がっております、それに対して8件新設という形を取っております。

○高野委員 承知いたしました。前にお伺いした数字よりもかなり少ないですし、実現しているのも半分近く、大体半分ということで伺いました。これについて、要件をもし緩和すると設置が進むのではないかというか、そのあたりはどうお考えでしょうか、厳しいですか。

○一色道路管理課長 この要件につきまして、世帯数を10世帯以上としていることにつきましては、一定以上の公共性を担保するために10世帯としております。行き止まりという所で、その道を御利用になる方も限られている、しかも私道ということで市の管理する道路ではないという中で、一応10世帯という基準を設けているところであります。

○高野委員 分かりました。この件は、私のところへは市民からの要望が非常に多いわけでありまして、その中で、また私のほうでももう少し研究を深めたいなと思いました。これで終わります。

○はせべ委員 同じ項目でお伺いさせていただきます。交通安全推進事務事業で、事務報告書の421ページを見させていただきまして、交通安全講話会の実施ということで、毎年この事業が行われているというところで、私も以前参加させていただいたこともありますけれども、この参加人数が昨年は8名ということで、毎年そんなに多くない参加人数かなというところを見ているのですけれども、自転車のルールのシミュレーターもなかなか体験できないものだったり、お話を現状に合わせた状況を報告いただいたりということで、とてもいい事業だと思われる所以、この開催の周知は市報とかチラシの配架なども行ってくださっているかと思いますけれども、現状のこの事業に対して市の御見解はどのようなものであるか教えてください。

○古谷交通対策課長 こちらの事業につきましては、今、委員から御紹介のありましたとおり、市といつましても生徒の登校を見守る方に対する安全教室ということで、横断歩道を安全に渡るにはとか、そういう指導を小金井警察署協力の下でさせていただいているところとなっております。

また、自転車シミュレーターも、実際に自転車に乗るとどんな危険があるのかといった啓発にもなると思っておりますので、こちらの事業につきましては今後も引き続き実施するとともに、参加人数を増やしていきたいと考えております。

○はせべ委員 ありがとうございます。登校支援という視点は私のほうでは確認していませんでしたけれども、登校するときの自転車のマナーの問題というのは以前からとても問題視されていた部分だと思いますし、見守りの方の視点というのもとても大事だと思います。そして、今後も続く事業かと思いますので、もう少し周知以外に、どこか場所を変えるとか、自治会とか協力団体に声をかけるなど、違った視点でも周知していただけたらと思います。その辺で、内容はこの内容で、あとはもう少し工夫というところの御検討をいただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○古谷交通対策課長 周知の方法につきましても、これまで周知対象をいろいろ考えてチラシ等の配布をさせていただいてきたところではありますが、なかなか参加していただける人数が増えていかないということで、今後につきましてもさらに保護者の方、また見守り活動をしていただける方に対して周知が届くように考えていきたいと思います。

○はせべ委員 よろしくお願ひします。

そしてもう一点、令和6年度に自転車乗車用ヘルメット購入費補助金制度を実施していただいているけれども、本当にこれは市民の方にとって大事な補助金の制度だと思います。ヘルメット購入の補助を出した件数を市としてどのように見られているか、教えていただけますか。

○古谷交通対策課長 こちらにつきましては最大2,000個の予算ということで確保しておりますが、市内を見ましても着用率は上がっているものの、まだそんなに高くはないと実感しておりますで、今後も周知しながら上げていきたいと考えております。

○はせべ委員 ありがとうございます。私もほとんど自転車で生活しているので、ヘルメットをかぶりながらというところでいくと、自転車に乗っている大人のヘルメットの着用というところがまだまだこれからも周知と、あとういった支援も必要かと思いますので、市として今後ともその辺を強く進めていただけたらと思います。よろしくお願ひします。

○皆川委員長 146、147ページでほかにありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○皆川委員長 では、148、149ページ。

○中山委員 地域バス運行に要する経費のところでお聞きいたします。昨年度は運行事業者の撤退が、また大きな問題としてありました。それに対して運行を継続できておりまして、その点については大変だったと思います。大きく評価しております。市民も一安心したという声をお聞きしております。ただ、併せて運賃の値上げが行われてしまった、私の立場からでは「行われてしまった」という表現をいたしますけども、資料第19号を出していただきました。ありがとうございます。こちらについては一般質問で取り上げた課題ですので、ただ、今の現状がどうなっているのかということで出していただきました。障害者割引も私が一般質問で取り上げたときより、国分寺市を入れて2市増えておりまして、介護者割引は国分寺市ではやられていないということで16市になっていますけども、これへの対応を求めたいと思います。これは要望で終わります。あわせてシルバーパスの検討も、ぜひお願ひしたいと思います。

決算特別委員会という場でお聞きしたいのが、まず、資料第4号、事業別行政コスト計算書の9ページに地域バス運行事業の資料がありまして、その一番下の3番のところで1人当たりのコストが出ております。乗車人員1人当たりの年間のコストは124円と出ておりまして、これを見たとき、私は100円という運賃が妥当だったのではないかと思うんですが、この点はいかがでしょうか。

○皆川委員長 資料第4号の行政コストのところです。資料は財政課なんですかけれども、御答弁はどちらがされますか。

○松下財政課長 こちらの分析の資料につきましては、人にかかるコストとか業務にかかるコストといったものをトータルとして含めたものになっています。なかなか100円がどうかというところ、その運賃についてはいろいろな角度から検討すると、総合的な判断でというところもあるかと思いますので、どちらが妥当かというところは、なかなか具体的に結論できるところはないんですけども、こちらのセグメント分析という考え方、コストのひもづけというところに照らすと、結果的に昨年度の実績に照らしてこういったコストになっているという状況でございます。

○中山委員 私は値上げに反対している立場なので、これを見たときにそう思いましたけど、何で財政課長からの答弁なのかなとは思ったんですけど、いろいろな視点からの判断だということです。それはそ

なんだろうなど、値上げの理由はそういう視点で答弁もあるので。これについてはそれでとどめます。

この値上げの進め方についてちょっと確認したいと思います。去年の11月15日号市報で、値上げについて具体的な表記がありました。200円に改定したいと考えていると出たのは11月15日号なんです。その前段で、10月1日号市報で「ぶんバス22年目の危機！」という、私から言わせるとちょっとあおっているんじゃないのかというように思っちゃうわけなんですけども、ここでは運賃を見直していくかなければならないと、こういう表現なんです。市民的には、では、幾らになるのかという具体的な金額が出てきたのはこの11月15日号市報であって、そこから約1週間後の令和6年11月22日に、最終的な決定は市長決裁だという答弁がこの前ありましたけども、しかし、その前段の地域公共交通会議では11月22日にその方向での決定が出ているわけなんです。その前の11月19日に市民説明会があったわけなんですけども、これはあまりにも日程が急過ぎるんじゃないのかというのが市民からの率直な声なわけです。この辺は、その理解でよろしいですね、今の流れの経過は。うなづかれていますので、分かりました。

それで、その上に立ってなんですけども、例えば値上げがこの半年後、4月じゃなくて、例えば10月からだというような時間的な余裕があれば、市報で200円のことを出してから、もうちょっと時間的に余裕があったんじゃないのかと、余裕をつくることもできたんじゃないのかと。これを4月1日で決めていた、恐らくそういう思いがあったと思うんですよ。決まったのはその後だと思うんですけど、それに間に合わせるための手続の流れなんじゃないかと私は思っているんですけど、そういう理解でよろしいでしょうか。市民説明会を2回開いたりとか、意見募集の期間は法律に定めがあるのか分からないですけど、そういう意見募集の期間ももうちょっと取るとか、そういうことができたんじゃないかと思っているんですが、いかがでしょうか。

○古谷交通対策課長 こちらの市民の意見募集につきましては、いただきました市民からの御意見につきまして、地域公共交通会議にかけるために必要な手續としてやらせていただいたものとなります。それ以外に、今、御紹介のありました市民説明会、こちらにつきましては、市として丁寧な説明が必要だということを踏まえまして独自で開催したものとなっております。この結果を踏まえまして地域公共交通会議にかけたところ、4月1日施行で運賃改定となったという流れになっていると考えております。

○中山委員 まず、一つ確認しますけど、意見募集の期間が11月15日号市報から21日までだったわけです。その期間というのも何か法律的に定めがあるのか、いかがでしょうか。

○古谷交通対策課長 申し訳ありません、正確な答弁をしたいため確認させてください。

○皆川委員長 では、ただいまの件は保留といたします。

○中山委員 私は大事な点だと思っていますので、その確認はお願いします。市民説明会は市独自としての取組だったということは、今、理解しましたけども、しかし、その回数も含めて、そして、11月15日にお知らせをして11月22日で決めてしまうという、この短期間がどうだったのかというところで、私は疑問があります。

もう一つ、これもちょっといろいろありました増収分の再分配の考え方について、11月19日の市民説明会には私も行ったんですけども、値上げの目的として、ぶんバスを民間バス路線と同等の金額にすることによって民間バスの利用を増やしたいと、それによって民間の経営改善、そこから労働条件の改善にもつなげていきたいと、こういう説明だったんです。10月と12月の建設環境委員会の議事録も確認しましたけども、ほぼ同様の趣旨で、一部、10月のときに、それ以外の方法も考えていきたいというような答弁はあったんですけども、しかし基本的には利用客を民間に流すことによって経営改善するというのが目的なわ

けです。ところが、今年2月の施政方針でこの再分配という考え方が出てきまして、市民に説明されていない、特に今言いました市報で周知した11月15日から22日の間では、この再分配の考え方は説明していないわけです、市民には。この再分配という考え方がきちんと市として固まったのは一体いつだったのかということを確認したいと思います。

○皆川委員長 答弁できますか。いつの段階で再分配の考え方が決まったのか、いかがですか。

○古谷交通対策課長 申し訳ないのですが、府内で最終合意が取れたタイミングにつきましては、確認をさせてください。

○皆川委員長 では、2点目の保留ということで。

○中山委員 ちなみに、再分配の考え方が府内で出てきたタイミング、決定と同じ日なのかもしれないんですけど、もしかしたらズレがあるかもしれない、再分配という考え方が出てきた、政策的に検討する課題として浮上したタイミング、そして今、答弁がありました決定したタイミング、これも併せて確認していただきたいと思います。

○皆川委員長 今の件も含めて確認ということでよろしいですか。それでは、本件については保留とさせていただきます。

このページでほかに。

○星委員 同じく地域バス運行事務事業で、関連で質疑いたします。今の資料第4号と、あと事務報告書は425ページなので、こちらを見ながら質疑いたします。

この決算が200円に上げる根拠、一つの要因ということで、でも200円につきましては、私も北町ルートの東戸倉のバス停を求めていますけども、それは200円に上がったから路線バスと値段が変わらなくなつたので交渉に入れていると、これは市長もおっしゃっておられましたので、そういうところはあると思いますし、また、市外ですけどもバス会社で働いている人からは、100円で駅に行けると思わないでくれと、私たちの仕事はそれぐらいなのかというような意見も聞いていますし、同時に乗車率が下がっているので、今まで往復200円だったのが400円というのは、非常に複雑な思いでこのバスの運賃値上げについては考えているところであります。

そうした意味で数字を確認させていただきたいんですけども、資料第4号のほうですけども、9ページの1番、事業別行政コスト計算書で、右側の上から2番目に国・都支出金7,640万円、これが全体の61%を占めている大きなものですけども、事務報告書を見ますとこれは都支出金だということが分かります。それで、前年度はこれが692万円で、それでさらに前の年は4,950万円ということで、大分年度によって違いがあるんですけども、支出金をもらえる根拠というか考え方につきまして、大分変動があるので、この辺の説明をお願いしたいと思います。

○松下財政課長 こちらは東京都市町村総合交付金でして、こちらは例年、都の裁量という言い方もなんですけれども、そういう形で決められる数字なので、そういう意味合いで昨年度より今回大きく変動があったと、そういう内容となっております。

○星委員 そうすると、令和6年度は7,640万円で、その前の年は692万円と大きな差がありますけども、これには市は関与できず、一方的に都から下りてくる、都からこう決めましたということなのか、それとも使い方としては市が決めているのか、この辺をお願いいたします。

○松下財政課長 こちらは、その他都知事が定めてといいますか、交付するといったところの内容になりますので、こちらのほうではなかなか、こういった市の地域バスのコストがありますという申請はしてい

るんですけども、交付については先方の決定といった内容になっています。

○星委員 総額は都が決めると、配分も、これは地域バスに使いなさいというのも東京都が決めて、こんなに大きな違いが出るという理解でいいんでしょうか。違いますか。

○松下財政課長 東京都市町村総合交付金については、例えば建設事業に使ってほしいとか、各自治体のいろいろな徴税努力でこうなっているとか、いろいろそういった項目の積み上げで決まるんですけれども、その他都知事が認める項目といったところがございまして、そういった予算については、こちらのほうからこういった形でいろいろなコストがあるというのを上げるんですけども、どういった交付額になるかというのは、先方からの決定通知で決まるといった内容になっています。なので、例年でいろいろな数字の差が出てくるというところでございます。

○中山委員 東京都市町村総合交付金の金額は年度によって違うというのは分かったんですけど、地域バスにこの金額を使いなさいという形で交付されるという理解でいいんでしょうか。

○松下財政課長 そちらに限定しているものではなくて、いろいろな項目を挙げた上で、その他都知事が認めるものというところで内容として交付されるということです。

○中山委員 そうすると、その中で市として、今の議題になっている地域バスには今年度はこの金額を入れようというのは市の判断なわけですね、その総合交付金の中で。

○松下財政課長 充当は、一般財源の数字とかそういったものを踏まえて、市ほうで充当しているところでございます。

○星委員 仕組みは分かりました。それで、令和6年度の7,640万円とその前年度の692万円は大きく違うわけですが、その辺の市のやり方、東京都市町村総合交付金を充てるという考え方については、どういうことでこの金額を決めているのか、お願ひいたします。

○松下財政課長 こちらは、その他都知事が認めるという金額が去年より増えていましたので、それに応じて充てているというところになっているので、結果的に昨年度と比べると充当している金額が大きくなっていると、そういったところでございます。

○星委員 その他都知事が認める金額というのが増えたので、ぶんバスにも大きく充てられたのが令和6年度の7,640万円ということに結論的になったという、そういうことです。その他にも充てていよいよという金額に対して、ぶんバスにはこのぐらい充てていよいよという割合は決めていいのですか。このぶんバスはそのうちの何割、総額は年度によって違うと思いますけども、割合を決めているから7,640万円の年もあれば692万円の年もあるのかと、こういうことになっているか、その辺はどうなんでしょうか。

○松下財政課長 様々な事業を一般財源で負担、いろいろ財源を当たった上で一般財源が幾らということはありますので、その一般財源の数字によって案分させてもらっているというところでございまして、ぶんバスに例えば5割を充てるとか、そういった決まりがあるわけありません。

○星委員 ほかのところとの兼ね合いでここを決めているということです。分かりました。何でお聞きしたかといいますと、ここを増やせば値上げを回避できたかなと思ったので、そこをお聞きしたところであります。

あと、一番下の市税等の一般財源は4,337万円となっていますけども、事務報告書は3,203万8,331円ということで、こっちのほうは市税等と書いてあるので事務報告書とは違うんですけども、この差はどうして発生しているか、お願ひいたします。

○松下財政課長 こちらのコストと事務報告書の部分は、まず、地域バス運行のセグメント分析のコスト

のひもづけとかそういったところで決まっていますし、コストも、例えば減価償却費とかそういった別物のコストが入っていますので、事務報告書と全く一致するようなものではないと、そういったところとなっています。

○星委員 分かりました。その上の数字は一致したもので、何でここだけ事務報告書と違うのかなと思いましたが、そういう基になるものが、計上するものが違うということでした。

ただ、これを見ると、思ったよりも一般財源って、ぶんバスは物すごい人数を運んでいて、すごく重要な補助金で行っている施策ですけども、令和6年度の場合は都支出金も多かったので34%で、市からの投入はそういうものだなということは分かりました。

○高野委員 関連して、端的に伺います。地域バスの運賃値上げについては、そもそも私は反対の立場でありますけれども、運賃値上げの理由として幾つかあったと思うんですが、そのうちの1つは運転手の待遇改善ということがあったと思います。そこで伺いたいんですが、地域バス運転手の給与水準については、運賃値上げの後で変化があったかどうか確認させてください。

○古谷交通対策課長 こちらにつきまして確認させていただきましたところ、運賃改定の前後で運転手の給与に変化はないという回答をいただいております。

○高野委員 運賃値上げによる增收があったと思うんですけども、賃上げに反映されるというのはいつ頃かというのを分かりますでしょうか。

○古谷交通対策課長 運転手の給与につきましては各社が定めた給与体系となりますので、こちらのほうからそれがいつ上がるのかといったことについてお答えをすることは難しいと考えております。

○高野委員 そこは昨年度から議論が続いている部分であります、待遇改善というのも大きな理由の一つとなっていると思うので市が関与すべきと思っておりますが、そこは意見にとどめます。終わります。

○皆川委員長 ただいま、148、149ページ、地域バスに関して質疑を行っております。保留も2件あるのですが、委員長といたしますては今日の午後5時には終了したいと考えております。この件に関して、保留は別として、今日御質疑いただくということで。

○新海委員 いろいろ今まで御意見が出てますけど、運賃を200円にしまして赤字はどのぐらい解消されるか、計算で出ますか。乗客も減っていますから、200円にしてもまだ赤字は出ていると思うんです。だから、本来どのくらいにしなければ赤字解消にならないのか、その数字と、それから、200円にした場合に幾らの赤字が出るか、それもまた計算しておいていただけるように頼みます。

○皆川委員長 数字を求められていますので、保留という形になるかなと思いますが。  
いかがですか、交通対策課長、数字は出ますか。

○古谷交通対策課長 申し訳ありません、答弁に少しお時間をいただけますでしょうか。

○皆川委員長 保留といたします。

○寺嶋委員 時間が限られているので端的に質疑させていただきます。まちづくり条例の運用に要する経費に関してです。これは昨年も私から質疑させていただいたもので、事務報告書は429ページから430ページにまたがりまして、中でも質疑させていただきたいのは430ページのまちづくりコンサルタント派遣事業と、まちづくり活動に関する助成事業が、令和5年度と同様、令和6年度もゼロ件ずつであったところで、改めて、実際はゼロ件だったものの相談などはあったのか、こちらを分かる範囲で教えてください。

○高木まちづくり推進課長 コンサルタント派遣につきましての御相談はありませんでした。活動助成に

つきましては3件の御相談がありましたが、条例に基づく活動支援には該当しないというものでしたので、それはお断りせざるを得なかつた状況でございます。

○寺嶋委員 かしこまりました。ありがとうございます。こちらは昨年もお話をさせていただいた際に、ニーズはあるものの、いろいろな制約とかでなかなか実施につながらないと、そこに対して課題があると答弁いただいておりますので、本当に長いことこの課題が続いていると、ある意味、恐らくこの仕組み 자체が形骸化してしまっているのではないかという気もしますので、本当に抜本的にドラスティックに、この制度自体、悪い制度ではないと思いますし、必要な制度だと思うからこそ、何が課題なのかを洗い出して、一から制度をつくり直してしまうぐらいのことをやるべきなんじゃないのかなと思っておりますので、そちらに関して、何らか一言いただければと思います。

○高木まちづくり推進課長 使っていただけるように広報のほうは知恵を絞っておりますが、なかなかそういういたニーズがない状況が続いております。研究などしてまいりたいと思いますが、まだ若干、課題を感じている地域もございますので、今しばらく、もうちょっと必要かなというところも感じているところです。

○寺嶋委員 ありがとうございます。ひょっとしたら広報の仕方だけでなく、仕組みが変わればニーズが一気に広がるかもしれないで、その点も踏まえて検討をよろしくお願いします。

○皆川委員長 それでは、まだこのページは途中ではありますが、24日に改めてこのページからスタートしたいと思います。

それでは、本日の決算特別委員会はこれにて閉会いたします。お疲れさまでした。

午後4時59分閉会